

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	1
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0986-23-9546 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年春季キャンプおもてなし業務委託
案 件 の 概 要	プロスポーツキャンプの受入及びキャンプ時のおもてなしに係る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町5225番地1 [名 称] 都城プロ野球キャンプ協力会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>プロスポーツのキャンプやプロ選手による自主トレについては、市内の体育施設において、例年1月頃から2月頃にかけて実施されており、昨年度は1月にプロ野球選手の自主トレ、2月にプロ野球チームのキャンプが実施された。</p> <p>都城プロ野球キャンプ協力会は、昨年度実施された自主トレ及びプロチームの招宴、公開練習時の対応、ケータリング等について、市と連携し業務を実施した。</p> <p>また、今年8月には、東京ドームで実施した「キャンプ地都城DAY」の実施業務を受託し、PRブースの運営や来場者への観光情報発信、抽選会の実施等を行った。</p> <p>本業務実施にあたっては、過去の自主トレやプロチームのキャンプのおもてなしに係る業務を熟知し、チームとの日程調整、ケータリング業者との調整、見学に来る来場者へのおもてなし企画、広報活動等を実施することが求められるが、過去の実績の観点から、円滑な受入準備及び期間中、適切におもてなし業務を実施できる事業者は、上記事業者において他にない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月4日
契 約 金 額	1,496,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	2
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0986-23-2124 (直通)
契 約 案 件 名	家屋評価システム賃貸借
案 件 の 概 要	固定資産税の算出基礎となる家屋評価を行うための家屋評価システムを賃貸するもの (契約締結日から令和11年3月31日までの長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 [名 称] NTT-ATエムタック株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本契約は、家屋評価システムのリース契約である。</p> <p>本契約で導入するシステムは、「高い安全性と信頼性」、「高い操作性と利便性」を兼ね備えた家屋評価システムであることはもちろん、基幹システムとの連携、家屋評価に精通した専門的知識やサポート体制などが必要であるため、県内自治体での導入実績のあるシステム開発業者を対象に指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和5年10月23日に3者に対してプロポーザルの技術提案書提出の要請を通知し、その結果2者から提出があり、当該2者による技術提案書説明及びデモンストレーションに基づく審査を11月28日に実施した。</p> <p>審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき提案及び価格の審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月5日
契 約 金 額	9,042,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	3
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0986-23-2124 (直通)
契 約 案 件 名	家屋評価システム導入及び保守業務委託
案 件 の 概 要	固定資産税の算出基礎となる家屋評価を行うための家屋評価システムの導入及び保守業務を委託するもの (契約締結日から令和11年3月31日までの長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 [名 称] NTT-ATエムタック株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、家屋評価システムの導入及び保守業務である。 本業務の履行に当たっては、「高い安全性と信頼性」、「高い操作性と利便性」を兼ね備えた家屋評価システムであることはもちろん、基幹システムとの連携、家屋評価に精通した専門的知識やサポート体制などが必要であるため、県内自治体での導入実績のあるシステム開発業者を対象に指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和5年10月23日に3者に対してプロポーザルの技術提案書提出の要請を通知し、その結果2者から提出があり、当該2者による技術提案書説明及びデモンストレーションに基づく審査を11月28日に実施した。 審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき提案及び価格の審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1月5日
契 約 金 額	2,596,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	4
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0986-23-2132 (直通)
契 約 案 件 名	都城市総合文化ホール創作練習棟楽器交換修繕
案 件 の 概 要	都城市総合文化ホール創作練習棟の楽器交換修繕をするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市妻ヶ丘29街区13号 [名 称] 株式会社西村楽器 都城店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 上記案件について、3者を指名し競争入札の通知を行ったが、うち2者が辞退し入札が不調に終わった。 現状から応札の意思表示をする事業者の確保が困難であることに加え、本業務に必要な履行期間の確保を考慮すると、改めて競争入札及び見積合せに付する時間がないことから、入札参加業者のうち応札の意思を示した上記業者と随意契約するものです。
契 約 締 結 日	令和6年1月9日
契 約 金 額	1,485,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	5
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	観音さくらの里和洋風冷水浴ろ過系統取替修繕
案 件 の 概 要	観音さくらの里の和洋風冷水浴ろ過系統を取替修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [名 称] 川幸産業 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>観音さくら里の和洋風冷水風呂のろ過系統については、設置から約23年が経過しており経年劣化が進み、メーカーにおいては部品等の製造も終了しているため、取替修繕を行う必要が生じている。</p> <p>万が一、ろ過系統が破損した場合、冷水浴が使用できなくなるため、早急な修繕が必要である。</p> <p>本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみならず、施設全体の配管や設備機器を理解した上で行う必要があるため、施設を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できる業者である必要がある。</p> <p>この点、上記事業者は、当該施設の温泉設備の保守管理を行っている専門事業者であり、機器の設置にも携わっているため、施設設備全般に精通している。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月9日
契 約 金 額	528,660円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	6
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 国スポ・障スポ準備課 [電 話 番 号] 0986-23-2696 (直通)
契 約 案 件 名	協別府運動公園線 物件等補償調査(北工区)業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、国道269号への擦り付けのために必要となる隅切り部の用地買収に伴う物件等の移転補償費を調査するものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町15街区6号 [名 称] 株式会社 南九州都市開発研究事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 本業務は、宮崎県が改良を行う国道269号への擦り付けのために必要となる協別府運動公園線の隅切り部の用地買収に伴う物件等の移転補償費を調査するものである。 宮崎県が用地買収を行う土地と同じ土地の用地買収となることから、宮崎県と単価や補償の算定方法を揃えなければならない。 上記事業者は、宮崎県が発注した当該土地を含む補償調査業務の受注者であることから、単価や補償の算定方法を揃えることが可能であり、また、履行期間の短縮、経費の削減、円滑かつ適切な履行が確保できる。 以上の理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1月10日
契 約 金 額	748,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	7
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 畜産課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 9 (直通)												
契 約 案 件 名	モンゴル輸出対策試食用牛肉												
案 件 の 概 要	都城産牛肉のPRおよび需要拡大を図るため、モンゴル国ウランバートル市内で開催される祝賀レセプション及び意見交換会用の牛肉を購入するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町大牟田4251番地3 [名 称] 株式会社ミヤチク												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、本市と友好指定都市であるモンゴル国ウランバートル市内で開催される在モンゴル日本大使館主催の天皇陛下誕生日祝賀会レセプション及び日本料理店での意見交換会において、都城産宮崎牛のPRと、輸出拡大を図ることを目的として提供する試食用牛肉を購入するものである。</p> <p>なお、本件は「都城産」の宮崎牛のPRと、輸出拡大を図ることが目的であることから、都城産の和牛出荷予定を把握し、さらにモンゴル国輸出に必要な手続きや証明書発行ができる市内唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和6年1月10日												
契 約 金 額	<p style="text-align: center;">743,472円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">総価契約</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">単価</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">予定数量</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">試食用牛肉肩ロース1頭分 5等級</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">7,560円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">49.2kg</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">371,952</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">試食用牛肉サーロイン3分割 0.5頭分 5等級</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">21,600円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">17.2kg</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">371,520</td> </tr> </tbody> </table>	総価契約	単価	予定数量	合計	試食用牛肉肩ロース1頭分 5等級	7,560円	49.2kg	371,952	試食用牛肉サーロイン3分割 0.5頭分 5等級	21,600円	17.2kg	371,520
総価契約	単価	予定数量	合計										
試食用牛肉肩ロース1頭分 5等級	7,560円	49.2kg	371,952										
試食用牛肉サーロイン3分割 0.5頭分 5等級	21,600円	17.2kg	371,520										

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0986-23-2123 (直通)
契 約 案 件 名	森林環境税対応に係る住民情報システム改修業務委託
案 件 の 概 要	森林環境税が創設され、令和6年度より個人住民税の均等割と併せて徴収する対応に係る住民情報システムの改修業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、本市において個人住民税賦課業務で運用している住民情報システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が製作、導入、設定したものであることから、今回委託する改修業務を確実に履行できる唯一の事業者である。</p> <p>現行のシステムの製作、導入、設定において実績のある事業者は他になく、従って現行のシステムに知見のある事業者も他にないため、仮に他の事業者に改修業務を委託した場合に不具合が生じる恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。また、本市の個人住民税賦課業務の全てに関与している基幹システムであることから、不具合が生じた場合に行政事務が被る障害が甚大である。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月12日
契 約 金 額	1,254,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	9
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0986-23-2128 (直通)
契 約 案 件 名	書かない窓口導入に伴うレイアウト改修業務委託
案 件 の 概 要	書かない窓口導入に伴い、本館1階の記載台の撤去、窓口増設等のレイアウト改修業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1 [名 称] コクヨマーケティング株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市民目線に立った質の高い窓口業務サービスの提供及び窓口業務の効率化による職員の負担軽減を目的とする書かない窓口の導入に伴い、本館1階市民課窓口のレイアウトを改修するものである。</p> <p>本館1階については、平成30年度に上記事業者により大規模なレイアウト改修を行っており、フロア全体を通してサインパネルや窓口什器、レイアウト等を統一し、来庁者に分かりやすいレイアウトを実現している。</p> <p>今回の改修では、既存の雰囲気損なうことなく、また、サインパネルや窓口形態の統一性がなくなることで、来庁者に混乱を招くことがないように、十分に配慮しなければならない。</p> <p>この点、上記事業者は平成30年度にレイアウト改修を行っているため、現状の窓口レイアウトの構造・材質・施工方法も十分に把握していることから、適切かつ確実な履行が担保されている。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月12日
契 約 金 額	6,820,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	10
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2983 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ウエルネス交流プラザ氷蓄熱ユニットチラー修繕
案 件 の 概 要	ウエルネス交流プラザの氷蓄熱ユニットチラーについて異常が発覚したため、修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区堅粕三丁目14番7号 [名 称] 日本空調サービス株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、ウエルネス交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)の氷蓄熱ユニットチラーについて修繕を行うものである。</p> <p>2023年11月に保守点検を行った際、設備(圧縮機)に異音が発生、異常が発生していることが判明した。幸い、冬期のため本設備の稼働負担は小さいが、夏期になると稼働の負担が大きくなり、館内の空調が故障し、施設が使用できなくなる可能性がある。また、本設備は、受注生産方式となっており、半導体不足の影響から、注文から納品まで最長5ヶ月要してしまう。これらの事情を考慮し、リスクが小さい現段階において早急に修繕する必要がある。</p> <p>上記事業者は、本施設への設置導入及び保守業務において、20年近くの経験があることから、迅速に対応することが可能である。仮に他の事業者が本修繕を実施した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、トラブルが生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月12日
契 約 金 額	4,510,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	11
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾茶屋法面修繕
案 件 の 概 要	関之尾茶屋敷地における法面の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町6街区7号 [名 称] 株式会社 島本組
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>関之尾公園内の関之尾茶屋については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種建築工事及び土木工事を行っている。</p> <p>本業務については、関之尾茶屋の敷地において、令和5年8月8日から9日に襲来した台風6号及び8月11日から12日の大雨の影響により、崩落した法面の修繕を行うものである。</p> <p>崩落箇所は不安定な状態で、早急に対処しなければ更なる崩落が進行する恐れがあり、関之尾茶屋の工事にも多大な影響を及ぼしてしまうため、緊急に測量設計を行った。この度修繕方法が固まったことから、引き続き修繕に移行するものである。</p> <p>関之尾公園一帯は令和6年度当初にはリニューアルオープンを控えており、同エリアの各種工事の工程を変更せず、また、さらなる崩落を防止するために、早急に本業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は当該公園内の土木工事業務を担当しており、業務の特性及び現場状況についても精通している。また、当該箇所の被災後に現場を調査確認しているため、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月12日
契 約 金 額	7, 109, 300円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	12
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0986-23-2132 (直通)
契 約 案 件 名	都城市総合文化ホール空調設備修繕
案 件 の 概 要	都城市総合文化ホールの空調設備を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市志比田町4509番地1 [名 称] 有限会社 四季設備
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 上記案件について、10者を指名し競争入札の通知を行ったが、うち9者が辞退し入札が不調に終わった。 現状から応札の意思表示をする事業者の確保が困難であることに加え、本業務に必要な履行期間の確保を考慮すると、改めて競争入札及び見積合せに付する時間がないことから、入札参加業者のうち応札の意思を示した上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1月15日
契 約 金 額	52,250,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	13
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 高崎総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0986-62-1111 (内線103)
契 約 案 件 名	江平市有地樹木撤去及び支障木伐採業務委託
案 件 の 概 要	江平市有地の樹木撤去及び支障木伐採を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町江平2378番地 [名 称] 有限会社 江平建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本業務は、江平地区市有地の樹木撤去及び支障木伐採業務を行うものである。</p> <p>江平小学校通学路である市道に、隣接している法面から樹木が倒れ、市道を塞ぐ事故が10月に発生した。倒木の処理は行ったが、法面上に樹木の半分が残っており、いつ倒れてもおかしくない状況である。当初、当該地の所有者が不明であったため、残りの樹木の半分は撤去ができなかったが、国との協議や調査等を行った結果、市有地であることが1月になり判明した。</p> <p>現在も、法面上に樹木の半分が残っており、いつ倒れてもおかしくない危険な状況であるため、登下校の児童の安全な通行に懸念が生じ、迂回又は保護者による送迎を強いられている。</p> <p>また、電線や通行車両もあり、倒木すると甚大な損害も考えられる非常に危険な状態であるため、早急に対処する必要がある、本件については、競争入札に付する時間がない。</p> <p>以上の理由により、早急に対応可能との確認が取れた上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月15日
契 約 金 額	1, 598, 740円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	14
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)
契 約 案 件 名	みやこのじょうすくすくPay事業に伴う参加店舗登録業務委託
案 件 の 概 要	みやこのじょうすくすくPayを取り扱える店舗の登録業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊306番地 [名 称] 都北商工会連絡協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減と地元商店や飲食店等を応援するため、みやこのじょうすくすくPay（以下「すくすくPay」という。）を発行するにあたり、すくすくPayを取り扱うことができる店舗を募集し、登録するものである。</p> <p>商品券を広く利用してもらうためには、多数の参加店舗を確保する必要があるが、上記事業者は、市内商工業事業者に多くの会員を有し、幅広く周知を行うことができるとともに、会員の業種、業態にも精通しておりの確な登録業務を実施できる。</p> <p>また、上記事業者は、これまでにふるさと応援券やプレミアム付スマイル商品券及びプレミアム付スマイル商品券（第2弾、第3弾）でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月15日
契 約 金 額	1,584,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	15
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)
契 約 案 件 名	みやこのじょうすくすくPay事業に伴う参加店舗登録業務委託
案 件 の 概 要	みやこのじょうすくすくPayを取り扱える店舗の登録業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町17街区2号 TERRASTA2F [名 称] 都城商工会議所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減と地元商店や飲食店等を応援するため、みやこのじょうすくすくPay（以下「すくすくPay」という。）を発行するにあたり、すくすくPayを取り扱うことができる店舗を募集し、登録するものである。</p> <p>商品券を広く利用してもらうためには、多数の参加店舗を確保する必要があるが、上記事業者は、市内商工業事業者に多くの会員を有し、幅広く周知を行うことができるとともに、会員の業種、業態にも精通しておりの確な登録業務を実施できる。</p> <p>また、上記事業者は、これまでにふるさと応援券やプレミアム付スマイル商品券及びプレミアム付スマイル商品券（第2弾、第3弾）でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月15日
契 約 金 額	849,114円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	16
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	かかしの里ゆぼっぼろ過器ろ材入替修繕
案 件 の 概 要	かかしの里ゆぼっぼろ過器ろ材を入替修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [名 称] 川幸産業 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>かかしの里ゆぼっぼろ過器ろ材については、平成26年の設置から約10年が経過し温泉成分の固着が著しく、業者からの定期点検においても交換時期にあると判断されており、入替修繕を行う必要が生じている。</p> <p>万が一、ろ過設備等の機能が更に低下した場合、浴槽内の温泉水が充分にろ過できず、衛生面から利用者の安心安全な利用に支障をきたす可能性があるため、早急な修繕が必要である。</p> <p>本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみならず、施設全体の配管や設備機器を理解した上で行う必要があるため、施設を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できる業者である必要がある。</p> <p>この点、上記事業者は、当該施設の温泉設備の保守管理を行っている専門事業者であり、機器の設置にも携わっているため、施設設備全般に精通している。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月15日
契 約 金 額	3, 102, 000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	17
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 福祉部 福祉課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高崎養護老人ホームたちばな荘浴槽設備取替修繕
案 件 の 概 要	都城市高崎養護老人ホームたちばな荘の浴槽設備（浴槽ろ過設備）の取替修繕
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市神之山町1993-1 [ 名 称 ] 株式会社加藤工機 南部営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本修繕は、都城市高崎養護老人ホームたちばな荘の浴槽設備の取替修繕を行うものである。</p> <p>昨年末に浴槽のお湯の出が悪くなったため、上記業者に点検を依頼したところ、ポンプの経年劣化とタンクの破損個所が見つかり、修繕の必要性を指摘された。</p> <p>当該施設は、65歳以上で、環境上及び経済上の理由により日常生活を営むのに支障があり、居宅において養護を受けることができない高齢者が入所する施設である。当該施設は、生活支援を必要とする高齢者の入所施設であるため、入所者の清潔、健康を維持するために浴槽設備を早急に修繕する必要がある、競争入札に付する時間がない。</p> <p>上記事業者は、浴槽設備の保守点検を行っている業者であるため、当該設備に精通しており、確実な施工が可能である。</p> <p>上記理由により、浴槽設備の修繕について、早急に対応可能である上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月16日
契 約 金 額	524,700円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	18
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾茶屋下屋外トイレ設備修繕
案 件 の 概 要	関之尾茶屋の屋外トイレの衛生設備の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市宮丸町2861番地1 [名 称] 有限会社 澤井設備
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>関之尾公園の関之尾茶屋については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種建築工事及び土木工事を行っている。</p> <p>本業務については、関之尾茶屋下の屋外トイレの衛生設備の修繕を行うものである。</p> <p>当該施設については、本市を代表する観光施設のトイレとして多くの観光客が利用し、指定管理者により清掃等の維持管理を行っている。</p> <p>当初リニューアル整備計画では当該施設の改修は予定していなかったが、施設のオープンに向け、整備する同エリア内の他施設との全体景観バランスや利用者の利便性などを再度検証したところ、想定以上に設備が老朽化し、機能性や清潔感のあるトイレとは言い難い状態であったため、急遽トイレの修繕を行う必要がでてきたものである。</p> <p>関之尾公園一帯は、令和6年度当初にはリニューアルオープンを控えており、同エリアの各種工事の工程を変更せずに、早急に本業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は当該エリアの設備工事を担当しており、業務の特性及び現場状況についても精通している。また、当該施設の調査確認しているため、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月16日
契 約 金 額	9,900,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	19
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾茶屋下屋外トイレ建具等修繕
案 件 の 概 要	関之尾茶屋の屋外トイレの建具等の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上長飯町72号20番地2 [名 称] 有限会社 ヤマゲン建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>関之尾公園の関之尾茶屋については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種建築工事及び土木工事を行っている。</p> <p>本業務については、関之尾茶屋下の屋外トイレの建具等の修繕を行うものである。</p> <p>当該施設については、本市を代表する観光施設のトイレとして多くの観光客が利用し、指定管理者により清掃等の維持管理を行っている。</p> <p>当初リニューアル整備計画では当該施設の改修は予定していなかったが、施設のオープンに向け、整備する同エリア内の他施設との全体景観バランスや利用者の利便性などを再度検証したところ、想定以上に設備が老朽化し、機能性や清潔感のあるトイレとは言い難い状態であったため、急遽トイレの修繕を行う必要となったものである。</p> <p>関之尾公園一帯は令和6年度当初にはリニューアルオープンを控えており、同エリアの各種工事の工程を変更せずに、早急に本業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は当該エリアの建築工事を担当しており、業務の特性及び現場状況についても精通している。また、当該施設の調査確認しているため、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月16日
契 約 金 額	3,927,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	20
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾茶屋下屋外トイレ電気修繕
案 件 の 概 要	関之尾茶屋の屋外トイレの電気設備の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市南鷹尾町2街区25号 [名 称] 有限会社 ナガノ電設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>関之尾公園の関之尾茶屋については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種建築工事及び土木工事を行っている。</p> <p>本業務については、関之尾茶屋下の屋外トイレの電気設備の修繕を行うものである。</p> <p>当該施設については、本市を代表する観光施設のトイレとして多くの観光客が利用し、指定管理者により清掃等の維持管理を行っている。</p> <p>当初リニューアル整備計画では当該施設の改修は予定していなかったが、施設のオープンに向け、整備する同エリア内の他施設との全体景観バランスや利用者の利便性などを再度検証したところ、想定以上に設備が老朽化し、機能性や清潔感のあるトイレとは言い難い状態であったため、急遽トイレの修繕を行う必要がでてきたものである。</p> <p>関之尾公園一帯は、令和6年度当初にはリニューアルオープンを控えており、同エリアの各種工事の工程を変更せずに、早急に本業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は当該エリアの電気工事を担当しており、業務の特性及び現場状況についても精通している。また、当該施設の調査確認しているため、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月16日
契 約 金 額	1,611,500円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	21
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	旅の情報誌「みちくさ」6月号(初夏号) 広告業務
案 件 の 概 要	旅の情報誌「みちくさ」6月号(初夏号)へ、観光交流拠点施設「関之尾公園」の広告を掲載するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 児湯郡西米良村大字村所45番地1 [名 称] 株式会社アイロード
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>旅の情報誌「みちくさ」については、上記事業者が発行する九州地域の旅行観光情報誌である。</p> <p>関之尾公園は令和6年4月にリニューアルオープンするため、市内だけではなく、県外の方まで広くPRする必要がある。</p> <p>本情報誌は、上記事業者が取材から製作、発行・配布まで行っており、発行部数は10,000部で、羽田空港のほか九州管内の道の駅、一部新聞の折り込みにて無料で広く配布しているため、リニューアルする関之尾公園への誘客や施設利用促進に向けたPRを行うのにターゲット層も合致している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月16日
契 約 金 額	924,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	22
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	かかしの里ゆぼっぽ温泉設備機器取替修繕
案 件 の 概 要	かかしの里ゆぼっぽ温泉の設備機器を取替修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [名 称] 川幸産業 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>かかしの里ゆぼっぽの温泉設備機器については、全体的に経年劣化が見られ、取替修繕を行う必要が生じている。</p> <p>据付の高圧洗浄機においては、設置から9年が経過し、経年劣化により能力が低下しており、圧力が低く汚れが落ちなくなっているため、日々の清掃作業に支障をきたしている。また、イベント浴のろ過ポンプについては、こちらも設置から9年が経過しており、異音の発生やろ過機能の低下が見られる状態である。</p> <p>本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみならず、施設全体の配管や設備機器を理解した上で行う必要があるため、施設を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できる業者である必要がある。</p> <p>この点、上記事業所は、当該施設の温泉設備の設置および保守管理を行っている専門事業者であるため、施設設備全般に精通している。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月16日
契 約 金 額	607,640円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	23
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園観光パンフレット作成業務委託
案 件 の 概 要	リニューアルする関之尾公園の観光パンフレットの作成業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町5225番地1 [名 称] 一般社団法人 都城観光協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、リニューアル工事を行っている関之尾公園の観光パンフレットを新しく作成するものである。</p> <p>パンフレットを新規作成するにあたり、上記事業者はこれまで本市の観光に関する業務を多く担っており、観光情報に精通している。また、滝の駅せきのおの運営やこれまでの関之尾緑の村を指定管理していた実績があり、公園周辺の地理にも詳しい事業者であるため、ベースとなる基礎情報を保有し、パンフレット作成に係る費用の節減及び納期の短縮を図ることができるとともに、今回のパンフレット刷新に適切かつ確実な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月16日
契 約 金 額	506,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	24
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0986-23-2119 (直通)
契 約 案 件 名	都城市人事給与システム改修業務委託
案 件 の 概 要	地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当が支給可能となることから、手当支給に対応するための人事給与システム改修業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市中村東3丁目5-2 南興ビル201 [名 称] パステムソリューションズ株式会社 宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当が支給可能となることから、手当支給に対応するための人事給与システム改修業務を委託するものである。 本システムは、上記事業者が導入したものであり、保守業務も同事業者に委託を行っているため、システムの現状をよく把握している同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に他の事業者の本業務を委託した場合、システム改修の確実な実施は困難であり、給与処理事務に支障をきたすおそれが高い。また、導入と改修の事業者が異なることにより責任の所在が不明確となりシステムトラブルが起こった場合の迅速な対応も期待できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1月17日
契 約 金 額	2,860,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	25
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3319 (直通)
契 約 案 件 名	都城市リサイクルプラザ ごみクレーン及び油圧バケット修繕
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザのごみクレーン及び油圧バケット修繕を依頼するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県糟屋郡新宮町下府2丁目11番1号 [名 称] 東洋ホイスト株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市リサイクルプラザは稼働して19年目を迎えている。 本案件は、不燃ごみピットに貯留された不燃ごみを供給ホッパへ投入するごみクレーンが経年劣化していることから、安全性の確保や機能を維持するための点検業務を行った上で、緊急的に修繕が必要な箇所について修繕を依頼するものである。</p> <p>このごみクレーンは、上記事業者の設計仕様・構造に基づき製造された、極めて特殊な機械設備である。このため、仮に他の事業者へ修繕を依頼した場合、確実な業務の履行が期待できないことや、修繕後に不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月17日
契 約 金 額	5,060,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	26
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0986-23-9547 (直通)
契 約 案 件 名	犬王遺跡発掘調査に係る空中写真撮影業務委託
案 件 の 概 要	犬王遺跡発掘調査に係る空中写真撮影業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市恒久一丁目8番3号 103号 [名 称] 株式会社イビソク 宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当</p> <p>上記の案件について、3者を指名したが、1者が辞退し、2者で競争入札を執行したところ、1回目、2回目共に不落となり、3回目の入札においては、上記事業者以外の者が辞退をしたことから不落随意契約によることとした。</p> <p>入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月17日
契 約 金 額	594,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	27
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	旧建設業協会イントラネット回線構築業務委託
案 件 の 概 要	旧建設業協会に地域イントラネットワーク回線を構築する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>地域イントラネットワークは、地域間の情報格差是正を目的として整備された、市の出先機関を含む複数の行政機関を統合するネットワークである。</p> <p>現在整備されている都城市地域イントラネットワークは、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者との随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月18日
契 約 金 額	726,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	28
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2130 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ふるさとセンタートイレ洋式化修繕
案 件 の 概 要	都城市ふるさとセンターのトイレを洋式に取替修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市今町7734番地 [名 称] 有限会社 飯山電業
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本業務は予定価格が50万円を超える修繕業務である。 本業務の履行に当たっては、6者に指名競争入札通知を发出したが手持ち業務が多い、技術者や作業者の確保が困難であるとの理由から入札前に4者（予定価格の参考とした業者も含む）の辞退届があった。 入札当日は、2者による入札を実施したが、3回目入札時に2者とも辞退し不落となった。 修繕に要する工期を確保するためには、再度の競争入札に付する時間がないため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1月19日
契 約 金 額	847,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	29
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	緑の村屋外プール塗裝修繕
案 件 の 概 要	関之尾公園の緑の村屋外プールの塗裝修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市立野町7号18番地 [ 名 称 ] 有限会社 山路塗装店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>関之尾公園緑の村については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種建築工事及び土木工事を行っている。</p> <p>本業務については、緑の村屋外プールの塗裝修繕を行うものである。</p> <p>当該施設については、指定管理者により清掃等の維持管理を行っており、当初リニューアルの整備計画ではプールの改修は予定していなかったが、施設のオープンに向け、整備する同エリア内の他施設との全体景観バランスや利用者の安全面の確保などを再度検証したところ、想定以上に塗装面の劣化や汚れが酷かったため、急遽塗裝修繕が必要となったものである。</p> <p>関之尾公園一帯は、令和6年度当初にはリニューアルオープンを控えており、同エリアの各種工事の工程を変更せずに、早急に本業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は当該施設の塗裝修繕業務を担当しており、業務の特性及び現場状況についても精通している。また、当該施設の今季営業後に現場を調査確認しているため、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月19日
契 約 金 額	3, 3 4 0, 0 4 0 円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	30
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)																
契 約 案 件 名	学校用電子複写機保守管理及び消耗品等供給業務																
案 件 の 概 要	学校用電子複写機の保守管理及び消耗品等の供給業務を行うもの (令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間の長期継続契約)																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市郡元町3325番地67 [名 称] 有限会社都城事務機																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>電子複写機の調達においては、必然的に当該機器の保守契約が付随するため、仮に機器の調達のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならなくなるおそれがある。</p> <p>このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の代金及び5年間の保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が予定価格を下回り、かつ安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和6年1月19日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">4,421,076円</td> </tr> <tr> <td><b>単価契約</b></td> <td style="text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 20%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TASKalfa MZ3200i 26台基本料 金月額(1,500枚まで)</td> <td style="text-align: right;">825円</td> <td style="text-align: right;">1,560月</td> <td style="text-align: right;">1,287,000</td> </tr> <tr> <td>TASKalfa MZ3200i 26台1コピーにつき(1,501枚目以降)</td> <td style="text-align: right;">0.55円</td> <td style="text-align: right;">5,698,800枚</td> <td style="text-align: right;">3,134,076</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	4,421,076円	<b>単価契約</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 20%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TASKalfa MZ3200i 26台基本料 金月額(1,500枚まで)</td> <td style="text-align: right;">825円</td> <td style="text-align: right;">1,560月</td> <td style="text-align: right;">1,287,000</td> </tr> <tr> <td>TASKalfa MZ3200i 26台1コピーにつき(1,501枚目以降)</td> <td style="text-align: right;">0.55円</td> <td style="text-align: right;">5,698,800枚</td> <td style="text-align: right;">3,134,076</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	TASKalfa MZ3200i 26台基本料 金月額(1,500枚まで)	825円	1,560月	1,287,000	TASKalfa MZ3200i 26台1コピーにつき(1,501枚目以降)	0.55円	5,698,800枚	3,134,076
執行見込総額	4,421,076円																
<b>単価契約</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 20%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TASKalfa MZ3200i 26台基本料 金月額(1,500枚まで)</td> <td style="text-align: right;">825円</td> <td style="text-align: right;">1,560月</td> <td style="text-align: right;">1,287,000</td> </tr> <tr> <td>TASKalfa MZ3200i 26台1コピーにつき(1,501枚目以降)</td> <td style="text-align: right;">0.55円</td> <td style="text-align: right;">5,698,800枚</td> <td style="text-align: right;">3,134,076</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	TASKalfa MZ3200i 26台基本料 金月額(1,500枚まで)	825円	1,560月	1,287,000	TASKalfa MZ3200i 26台1コピーにつき(1,501枚目以降)	0.55円	5,698,800枚	3,134,076				
	単価	予定数量	合計														
TASKalfa MZ3200i 26台基本料 金月額(1,500枚まで)	825円	1,560月	1,287,000														
TASKalfa MZ3200i 26台1コピーにつき(1,501枚目以降)	0.55円	5,698,800枚	3,134,076														

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	31
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	学校用電子複写機賃貸借
案 件 の 概 要	学校用電子複写機の賃貸借を行うもの (令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 【販売人】 都城市郡元町3325番地67 【賃貸人】 宮崎市橋通東1丁目7番4号 [名 称] 【販売人】 有限会社都城事務機 【賃貸人】 宮銀リース株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  電子複写機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。  このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。  また、電子複写機の導入は、リース契約の方法で行うため、有限会社都城事務機が賃貸債務の履行业者としてあらかじめ指定していた、宮銀リース株式会社を含む3者間で賃貸借契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1月19日
契 約 金 額	4,135,560円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	32
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0986-23-2472 (直通)
契 約 案 件 名	副市長車賃貸借 (再リース)
案 件 の 概 要	現在借り上げている副市長車のリース期間が令和6年1月31日をもって終了するため、リース期間を2年間延長するもの。 ※令和6年2月1日から令和8年1月31日までの長期継続契約
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市広島2丁目5番10号 [名 称] NX・TCリース&ファイナンス株式会社 宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当  本件は、現在、リース契約を締結している副市長車の状態が良いため、引き続き、再リース契約を締結するものである。 再リースにより、現在の車両を乗り継いだ場合、同種の新車リース(5年リース)の年額リース料1,042,800円に比べ、369,600円安価な年額リース料となる。 このように、本件については、再リースを締結することにより、新規リース契約を締結するよりも著しく有利な価格で契約を締結することができるため、上記事業者と随意契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1月19日
契 約 金 額	1,346,400円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	33
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産(土地)売買契約(下水流町718番3)
案 件 の 概 要	現在貸し付けている市有地について、賃借人である下記の者へ売却するもの(歳入)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下水流町3485-1 [名 称] ベジエイト株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件土地は、上記相手方と賃貸借契約を結んでおり、上記相手方が既に堅固な建物を建築している。建物所有者である上記相手方以外に本件土地を活用できる見込みはないため、他の者に売却することは適さない。 以上の理由により、上記相手方と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1月22日
契 約 金 額	994,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	34
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)																
契 約 案 件 名	都城市立小・中学校用印刷機保守及び消耗品等供給業務																
案 件 の 概 要	都城市立小・中学校用印刷機の保守及び消耗品等の供給業務を行うもの（令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間の長期継続契約）																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1651番地1 [名 称] 有限会社うすいデサキデポ																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  印刷機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。  このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。																
契 約 締 結 日	令和6年1月22日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"><b>執行見込総額</b></td> <td colspan="3" style="text-align: right;"><b>18,216,000円</b></td> </tr> <tr> <td><b>複数単価契約</b></td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>マスター</td> <td style="text-align: right;">8,800円</td> <td style="text-align: right;">1,260本</td> <td style="text-align: right;">11,088,000</td> </tr> <tr> <td>インク</td> <td style="text-align: right;">3,960円</td> <td style="text-align: right;">1,800本</td> <td style="text-align: right;">7,128,000</td> </tr> </table>	<b>執行見込総額</b>	<b>18,216,000円</b>			<b>複数単価契約</b>	単価	予定数量	合計	マスター	8,800円	1,260本	11,088,000	インク	3,960円	1,800本	7,128,000
<b>執行見込総額</b>	<b>18,216,000円</b>																
<b>複数単価契約</b>	単価	予定数量	合計														
マスター	8,800円	1,260本	11,088,000														
インク	3,960円	1,800本	7,128,000														

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	35
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市立小・中学校用印刷機賃貸借
案 件 の 概 要	都城市立小・中学校用印刷機の賃貸借を行うもの (令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1651番地1 [名 称] 有限会社うすいデサキデポ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  印刷機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。  このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1月22日
契 約 金 額	6, 3 3 6, 0 0 0 円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	36
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0986-23-2152 (直通)
契 約 案 件 名	市有林管理事業 第2号 毎木調査業務委託
案 件 の 概 要	直営林及び市有分収林の立木処分に伴い、立木の毎木調査業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本委託は、直営林及び市有分収林について、立木処分を行うに当たり、当該直営林及び市有分収林の毎木調査及び境界測量を業務委託するものである。</p> <p>当該直営林及び分収林は、地籍調査が未実施の地区や急傾斜な地形の地区もあり、調査には特殊な技術と知識が必要である。</p> <p>上記組合は、長年にわたり本市が委託する市有林の伐採管理に携わっており、当該直営林及び分収林についても現場を熟知し、当該区域の境界を的確に判別できる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月23日
契 約 金 額	4,015,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	37
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0986-23-2152 (直通)
契 約 案 件 名	現年発生林業施設単独災害復旧事業 第8号 美川町林道路肩等修繕
案 件 の 概 要	令和4年台風14号により発生した林道の路肩等の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上川東二丁目18号8番地 [名 称] 有限会社 辰己建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>令和4年9月に襲来した台風14号により、都城市美川町踊橋地区の山林の山腹が崩壊し、現在、県単補助治山事業にて工事を進めている。山腹崩壊の主な原因としては林道からの路肩への雨水流入であるが、路肩補修等は当該治山事業の対象外となるため、別途修繕工事として発注するものである。</p> <p>当該林道は、現在復旧作業を行っている治山工事箇所との隣接道であり、さらなる被害拡大も想定されるため、早急に修繕を行わなければならない。また、施工の安全確保やスムーズな進捗を図るために現場の輻輳を防止する必要もある。</p> <p>以上の理由により、当該林道の隣接箇所での治山事業を受注しており、早急な対応が可能との確認が取れた上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月23日
契 約 金 額	3,164,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	38
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 商工政策課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	都城市ウエルネス交流プラザ空調自動制御機器修繕
案 件 の 概 要	ウエルネス交流プラザの空調設備における自動制御機器について、経年劣化による損傷が激しい為、修繕するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 福岡県福岡市早良区百道1-18-25 [ 名 称 ] 千代田計装株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕はウエルネス交流プラザの自動制御機器について、経年劣化による損傷が激しく、施設の稼働へも影響を及ぼす為、修繕するものである。</p> <p>当該機器は空調システムの一部で、館内と屋外の温度及び湿度を計り空調管理を行っている。しかし、運用から既に20年近くが経過し、機器そのもののセンサー感度やセンサーを外的要因から守る囲いも雨風にさらされ著しく損傷している。その為、現状では正確な精度をもった空調管理が困難な状況で修繕が必要である。</p> <p>本修繕にあたり上記事業者は、施設整備時に空調機メーカーと共に本機器の導入を行い、現在までに保守点検業務を継続して行ってきた事業者であるため、修繕個所や劣化具合を詳細に把握しており、適確な修繕が可能である。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を行った場合、空調システムに不具合が生じた際、原因の追究が難しくなると共に責任の所在も不明確となる恐れがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者を本件の受注者として随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月23日
契 約 金 額	1, 1 2 2, 0 0 0 円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	39
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 高城産業建設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	単災 第1号 田辺孫次郎線道路災害復旧工事
案 件 の 概 要	災害復旧工事の施工に伴い、契約工事範囲外について新たに判明した法面工事を行うものです。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市大王町32-12-1 [ 名 称 ] 東和建设工業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本工事は、台風により被災した田辺孫次郎線の災害復旧工事に隣接する法面について復旧をおこなう工事である。</p> <p>現在、災道第1049号田辺孫次郎線道路災害復旧工事を施工中であるが、施工を行った起終点部分に取り付く既設法面部分に崩壊等の復旧を必要とする箇所が判明した。現状のままでは、降雨により既設法面の土砂が流出し市道への影響が懸念されるとともに、現在施工中の工事範囲にも影響が考えられる。そのため現在施工中の工事と同時期に復旧を行う必要がある。</p> <p>その点、上記事業者は現在同路線の復旧工事を施工中であり、現場状況も把握し適切な施工計画に基づく工事が可能である。</p> <p>また、本工事を他の事業者が受注し不具合が生じた場合、上記事業者と新たに受注した事業者との責任の所在が不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものです。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月25日
契 約 金 額	1, 9 6 3, 5 0 0 円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	40
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	母智丘公園くまそ広場遊具修繕
案 件 の 概 要	母智丘公園くまそ広場の遊具の修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 広島県福山市御幸町大字中津原1787番地の1 [名 称] タカオ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、母智丘公園くまそ広場の遊具の修繕を行うものである。</p> <p>当該公園の遊具は、令和5年6月から8月にかけて点検を行い、その結果、経年劣化による破損等が発生しており危険であるとの報告を受けたため、数個の遊具を使用中止としている。</p> <p>当該公園は市民の憩いの場で多くの来場者があり、使用中止としている遊具のひとつであるコンビネーション遊具は子供たちに特に人気が高い。そのため使用中止の期間が長期化すると市民への影響が大きく、さらなる危険の除去及び市民サービスの低下を防ぐためにも早急な修繕が必要である。</p> <p>当該遊具は上記事業者の特注品であり、製造から設置まで上記事業者が行っている。そのため、修繕においても利用者の安全性が確保できる施工が望め、早急な対応が可能である。</p> <p>仮に他の事業者の本修繕を施工させ、設備に不具合が生じた場合、原因の特定は困難となり、責任の所在も不明確となるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年1月26日
契 約 金 額	4,499,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	41
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-0963 (直通)
契 約 案 件 名	都城市物価高騰重点支援給付金（こども加算分）給付事業に係るシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	物価高騰重点支援給付金（こども加算分）を対象者へ遺漏なく速やかに給付するためにシステムを改修するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金を対象者へ給付するにあたり、本市の基幹系システムであるAcrocity（以下「基幹系システム」という。）の改修業務を委託するものである。 本業務の支給対象世帯は、基準日（令和5年12月1日）時点の住民基本台帳上の世帯において、令和5年度の住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯のうち同一世帯員に18歳以下の児童がいる世帯である。また、基準日の住民票上の世帯は異動日で確認すること、住民税においては、修正申告により非課税や均等割のみ課税となった世帯も対象とすることなど、細やかな制度設計がなされているため、基幹系システムとの連動が必要不可欠である。 基幹系システムは、上記事業者が導入したものであることから、本システムの改修については、同事業者でなければ適切かつ確実な履行が期待できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1月29日
契 約 金 額	709,500円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	42
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0986-22-8882 (直通)																
契 約 案 件 名	消防局職員特別健康診断業務及び肝炎検査業務																
案 件 の 概 要	労働安全衛生規則等に基づき、深夜業務に従事する消防局職員に対して特別健康診断を実施し、併せてHBs抗原抗体検査を行うもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>職員の定期健康診断は、これまで都城健康サービスセンターで実施しており、同センターが過去のデータを保有・管理している。</p> <p>本業務は、職員の健康管理を目的に実施するものであり、目的達成のためには、受診者本人が、特別健康診断の健診結果だけでなく、過去複数年の健診データと比べながら、経過を見て、健康を管理していくことが重要である。そのため、今年度も職員のデータを保有・管理している上記センターで本業務を実施する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和6年1月31日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">776,112円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">単価</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">予定数量</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">合計</td> </tr> <tr> <td>特別健康診断</td> <td style="text-align: center;">3115円</td> <td style="text-align: center;">148</td> <td style="text-align: center;">461,020</td> </tr> <tr> <td>肝炎検査</td> <td style="text-align: center;">2129円</td> <td style="text-align: center;">148</td> <td style="text-align: center;">315,092</td> </tr> </table>	執行見込総額		776,112円		複数単価契約	単価	予定数量	合計	特別健康診断	3115円	148	461,020	肝炎検査	2129円	148	315,092
執行見込総額		776,112円															
複数単価契約	単価	予定数量	合計														
特別健康診断	3115円	148	461,020														
肝炎検査	2129円	148	315,092														

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	43
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-0963 (直通)														
契 約 案 件 名	都城市物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分及びこども加算分）給付事業に係る口座振込事務取扱契約														
案 件 の 概 要	都城市物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分及びこども加算分）給付事業に係る業務を委託するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市橘通東4丁目3番5号 [名 称] 株式会社 宮崎銀行														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金を支給するため、口座振込の事務を委託するものである。</p> <p>上記事業者は、本市の指定金融機関であり、公金の支払事務を取り扱える唯一の金融機関である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和6年2月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">847,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">単価</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">予定数量</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">合計</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">振込手数料</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">110円</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">7700件</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">847,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	847,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	振込手数料	110円	7700件	847,000
執行見込総額	847,000円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
振込手数料	110円	7700件	847,000												

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	44
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0986-23-2452 (直通)
契 約 案 件 名	「財界九州」広告掲載業務
案 件 の 概 要	本業務は、ふるさと納税をはじめとするシティープロモーションについて、市長へのインタビューをもとに作成された記事を財界九州へ掲出するものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区今泉1-20-2 [名 称] 株式会社財界九州社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、ふるさと納税をはじめとするシティープロモーションについて、市長へのインタビューをもとに作成された記事を財界九州へ掲出するものである。</p> <p>財界九州は、九州・沖縄の経済動向を中心に、政治、文化、歴史などの情報を正確な取材力を武器に、独自の切り口で情報を発信する経済情報誌である。</p> <p>本市が発信したい内容や、インタビュー形式で作成された記事を、ターゲットへ正確にお届けできる媒体である。</p> <p>以上の理由により、ターゲットに対して確実に効果的に情報発信でき、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月1日
契 約 金 額	1,650,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	45
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 土木部 道路公園課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 (直通)
契 約 案 件 名	土木積算システム賃貸借
案 件 の 概 要	公共工事積算システムの賃貸借期間が令和6年1月末で満了するため、新たに5カ年の長期継続契約を締結するもの (令和6年2月1日から令和11年1月31日までの長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 福岡県福岡市博多区上呉服町12番33号 [ 名 称 ] 株式会社リサーチアンドソリューション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、本市で利用している公共工事積算システム(以下「現システム」という。)については、5カ年の賃貸借期間が令和6年1月末をもって満了する。</p> <p>現システムは、土木及び林道を所管する部署で利用しており、これまでに現システムを用いて作成及び蓄積した設計書等の膨大なデータを保有している。</p> <p>これらの蓄積情報については、今後の業務においても参照・活用し、積算業務の効率化を図る必要があり、他のシステムでは活用できなくなるため今後も引き続き現システムを利用する必要がある。</p> <p>また現システムは、上記事業者の製品であり、その利用許諾については同事業者からでなければ受けることができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月1日
契 約 金 額	11,635,800円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	46
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	「都城教育の日」記念講演会講師招聘業務委託
案 件 の 概 要	令和6年2月17日に都城市総合文化ホールで開催する「都城教育の日」記念講演会への講師（平野啓一郎氏）派遣及び当日のマネジメント業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区恵比寿4丁目22番10号 [名 称] 株式会社 タイム
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  「都城教育の日」記念講演会は、毎年テーマを決めて講師選定を行っている。今年度は、市立図書館の入館者500万人突破等を背景とし、テーマを「読書」と定め、著名な作家から講師選定を行い、候補として芥川賞作家である講師（平野啓一郎氏）を選定した。  選定した講師を斡旋可能な事業者は「株式会社 タイム」のみであり、上記事業者に依頼し、交渉を進めてきたため、同事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年2月1日
契 約 金 額	1,020,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	47
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 健康部 保険年金課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 4 2 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	産前産後期間の保険料免除措置に伴うシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	国民健康保険における産前産後期間の保険料免除措置の開始に伴う国保市町村事務処理標準システムの改修業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [ 名 称 ] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、本市が国民健康保険の資格・給付・賦課に係る業務の管理に使用している国保市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）に、国民健康保険における産前産後期間の保険料免除措置の管理機能を追加する業務を委託するものである。</p> <p>標準システム及び本市の基幹システム「AcroCity」の運用業務は、上記事業者が受託しており、本業務の履行については、標準システム及び基幹システムの専門知識や設定内容を十分理解している事業者でなければ確実な履行は期待できない。仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害が発生した際の速やかな対応が困難となることが懸念され、さらには行政事務に支障を来たすおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月2日
契 約 金 額	660,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	48
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0986-23-2642 (直通)
契 約 案 件 名	国保事務処理標準システムに係る所得情報一括取込業務委託
案 件 の 概 要	国保市町村事務処理標準システムに係る所得情報一括取込業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、本市が国民健康保険の資格・給付・賦課に係る業務の管理に使用している国保市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）の機能の一部である所得情報一括取込業務を委託するものである。</p> <p>標準システム及び本市の基幹システム「AcroCity」の運用業務は、上記事業者が受託しており、本業務の履行については、標準システム及び基幹システムの専門知識や設定内容を十分理解している事業者でなければ確実な履行は期待できない。仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害が発生した際の速やかな対応が困難となることが懸念され、さらには行政事務に支障を来たすおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月2日
契 約 金 額	550,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	49
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 高崎産業建設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	山仁田地区 土砂排除修繕
案 件 の 概 要	本案件は、水路トンネル崩壊による土砂の排除を行う水路の修繕である。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市志比田町5797番地3 [ 名 称 ] 株式会社 横山建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本案件は、水路トンネル崩壊による土砂の排除を行う水路の修繕である。</p> <p>被災した水路の早期復旧を目指し工事を進めていたが、現地調査の結果、トンネル内部の崩壊した土砂により下流の隧道が埋没していることと、それに続く開水路部にも多くの土砂堆積があることが判明した。</p> <p>次年度の田植え前には仮通水する必要がある、至急土砂排除をする必要がある。</p> <p>上記事業者は、当水路復旧工事の県発注の水路トンネル工事業務を受注しており、また下流の県営ため池等整備事業の計画及び補修業務も併せて行っているため、当該地区周辺の地形も把握している。</p> <p>また、多くの水路トンネル工事を受注する等の豊富な実績と、高度な専門知識及び現場管理能力を持ち、事業の特性等にも精通している。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月5日
契 約 金 額	2, 8 0 5, 0 0 0 円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	50
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0986-64-1111 (直通)
契 約 案 件 名	定期借地権設定契約
案 件 の 概 要	特別養護老人ホーム用地の定期借地権設定契約を締結するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山田町中霧島2546番地6 [名 称] 社会福祉法人あさぎり福祉会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本契約は、普通財産である特別養護老人ホーム用地について、平成6年6月23日から令和6年3月31日までの貸付期間で賃貸借契約しているものを今回、契約を更新するに当たり、定期借地権設定契約を締結するものである。</p> <p>当該用地において、特別養護老人ホームを建設し、事業を行っているのは、上記の事業者であり、ほかの事業者に対してこの用地を賃貸借することは不可能である。</p> <p>以上の点を考慮し、当該用地で特別養護老人ホーム事業を行っている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月6日
契 約 金 額	972,800円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	51
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-0963 (直通)
契 約 案 件 名	都城市物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分及びこども加算分）給付事業に係る事務処理等業務委託
案 件 の 概 要	都城市物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分）及び都城市物価高騰重点支援給付金（こども加算分）の給付に係る業務委託を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 [名 称] キャリアリンク株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、現行の給付金業務（非課税世帯に対する追加7万円分の給付金）と並行しながら、それぞれの申請や問い合わせ等に適切に対応していく必要がある。また、こども加算分の対象世帯については、現行の給付金業務の対象世帯も含まれることから、現行の給付金業務と一体性を伴った管理及び事務処理が不可欠となる。また、本給付金の支給にあたっては、適切かつ確実な業務実施はもとより、目下の物価高に苦しむ低所得者への支援という趣旨から、できる限り迅速な対応が求められる。これらを考慮すると、本業務を履行可能な事業者は、現行の給付業務を受託している上記事業者に限られる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和6年2月7日
契 約 金 額	10,998,900円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	52
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0986-23-2981 (直通)
契 約 案 件 名	長寿防災 第7号 中川原地区自動転倒ゲート躯体工事
案 件 の 概 要	長寿防災 第7号 中川原地区自動転倒ゲート躯体工事を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市太郎坊町6835番地49 [名 称] 株式会社 桜
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 令和6年1月19日に指名競争入札を行いました。全者辞退し、入札不調となっております。本来であれば、再度指名審査会にかけ、改めて入札を行う必要があるところではありますが、工事完了が作付け時期に間に合わないため、早急に入札を行う必要があることから、再度競争入札に付する猶予がありません。そのため、指名競争入札に代え、当該3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価でした。 以下の理由により、上記事業者と随意契約をするものです。
契 約 締 結 日	令和6年2月7日
契 約 金 額	3,058,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	53
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	令和5年度ぼんちトリップ増刷業務委託
案 件 の 概 要	市の観光情報等を網羅した観光パンフレットを発行に係る編集及び印刷等業務の委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1618番地 [名 称] 株式会社都城印刷
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>本件は、平成27年に作成、平成31年、令和2年、令和4年に改訂及び増刷した観光パンフレット（ぼんちトリップ）について、在庫が残りわずかになったため、一部内容を修正し増刷するものである。</p> <p>増刷にあたり、上記事業者は当初のパンフレット作成業務を受託した事業者であるため、ベースとなるデータを保有していることから、ベースとなるデータの作成に係る費用の節減及び納期の短縮を図ることができる。また、今回の増刷に適切かつ確実な対応が可能である。</p> <p>また、本業務においてはパンフレット内容の一部修正を伴うが、上記事業者に委託することで、パンフレット全体の統一感を保つことができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月7日
契 約 金 額	1,386,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	54
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3319 (直通)
契 約 案 件 名	都城市一般廃棄物最終処分場 PC-200ゴムパッド交換外修繕
案 件 の 概 要	志和池最終処分場で使用している油圧ショベルのゴムパッド交換外修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市佐土原町下那珂2957番地12 [名 称] コマツ宮崎株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>油圧ショベルは、コマツ社製の重機であり、処分場の整地作業に使用している。</p> <p>当重機は、コマツ宮崎株式会社とリース契約しており、上記業者でなければ、確実かつ迅速な部品調達及び施工が行えず、性能保証が得られない。</p> <p>よって、当重機のリース契約をしているコマツ宮崎株式会社と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月8日
契 約 金 額	1,700,122円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	55
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0986-23-9547 (直通)
契 約 案 件 名	犬王遺跡発掘調査に係るA区埋め戻し用重機賃貸借
案 件 の 概 要	犬王遺跡発掘調査に係るA区埋め戻し用重機賃貸借
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県高城町穂満坊312番地3 [名 称] 株式会社 大成工務店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当</p> <p>上記案件について、6者を指名したが、1者が辞退し、5者で競争入札を執行したところ、1回目、2回目及び3回目いずれも不落となったことから不落随意契約によることとした。</p> <p>入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月8日
契 約 金 額	1,056,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	56
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0986-23-2128 (直通)
契 約 案 件 名	窓口レイアウト変更に伴う配線業務委託
案 件 の 概 要	窓口レイアウト変更に伴う配線を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1496番地 [名 称] 九州電通建設株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、適切かつ確実な実施を行うことはもとより、配線後の機器に故障が生じた場合、行政事務の停滞を最小限に抑えるため速やかに復旧が図れるようにすることが重要である。</p> <p>この点、上記事業者は、本庁舎における電話や通信回線の現在の保守事業者でもあるため、これらの回線に精通しており、確実な施工が可能である。</p> <p>また、仮に他の事業者が本業務を履行した場合、保守事業者と本業務の実施業者とが混在することになり、保守事業者である上記事業者は本業務の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えない。</p> <p>さらに、責任の所在も不明確となり、行政事務に多大な影響を来す可能性がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月9日
契 約 金 額	645,700円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	57
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)
契 約 案 件 名	都城市保健センター無線LANアクセスポイント構築業務委託
案 件 の 概 要	都城市保健センターに無線LAN環境を整備し、来所者がWi-Fiを利用できるようにするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市保健センターにインターネット環境を整備し、令和6年4月より電子クーポンで支給を開始するみやこのじょうすくすくPay事業に対応するために必要なWi-Fi機器の設置及び回線引込工事等を行うものである。</p> <p>上記事業者は、現在、市内全域に光回線網を保有している唯一の事業者であり、本業務においては、同事業者の光回線網に接続することが必要不可欠である。</p> <p>仮に、本業務を上記事業者以外に委託した場合、光回線敷設事業者と無線LANアクセスポイント設置事業者とが異なることとなるため、Wi-Fi環境に異常が生じ、各サービス等が利用できなくなった際、迅速な原因調査及び修繕対応が期待できない。また、復旧時における責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月9日
契 約 金 額	737,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	58
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	庄内川（関之尾公園内甌穴箇所）河床浚渫業務委託
案 件 の 概 要	庄内川（関之尾公園内）の河床浚渫業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町2159番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、庄内川（関之尾公園内）に架かる潜水橋（下流側）付近に堆積した河川の土砂等の浚渫業務を行うものである。 近年、土砂の堆積範囲が、当該潜水橋から上流側に広がっており、土砂が甌穴岩の上にまで堆積し、甌穴が見えなくなっている箇所もある。 このため、潜水橋に引っ掛かった流木や枝木等の除去に加え、土砂を除去しなければ、堆積した土砂によって川の水嵩が増し、更に甌穴が見えにくくなり、景観及び河川環境の悪化が懸念される。 また、このような状況は、令和6年度当初にリニューアルオープンを控える同公園の魅力に大きな影響を与え兼ねない。 本業務に関しては、国指定の天然記念物である甌穴岩を傷つけないよう配慮し、甌穴の岩と岩の隙間深くに入り込んだ土砂を撤去する必要があるため、特殊強力吸引車という特殊な車両を使用して土砂を吸引し撤去する内容となっている。 上記事業者は、多くの特殊環境下での浚渫業務実績があり、業務の特性について精通しており、また、本業務の実施に必要な大型の特殊強力吸引車を複数台所有していること等から、本業務への速やかな体制構築が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年2月9日
契 約 金 額	4,035,900円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	59
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	都城市関之尾公園ネーミングライツ付与契約
案 件 の 概 要	都城市関之尾公園の命名権（ネーミングライツ）を導入し、命名権者（ネーミングライツ・パートナー）を募集するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 新潟県三条市中野原456番地 [ 名 称 ] 株式会社スノーピーク
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号該当</p> <p>関之尾公園は本市の代表的な景勝地で、市内外の人たちに風致景観の鑑賞や自然の中でアウトドアを楽しむための体験型観光交流拠点施設として整備した。</p> <p>この関之尾公園が、高品質なサービスを安定的に提供できるよう施設及び環境の充実強化に加え、管理経費にかかる財源確保を図るとともに、より多くの利用者に親しまれることを目的に、命名権（ネーミングライツ）を導入した。</p> <p>命名権者（ネーミングライツ・パートナー）を募集するにあたり、同公園に指定管理者については、株式会社スノーピークに決定しており、公園のリニューアル事業においても、指定管理予定者として設計段階から関与する方式の公募選定を実施していること等から、同社以外の事業者がネーミングライツ・パートナーとなることは、市民の混乱を招く恐れがある。</p> <p>また、同社が提案してきた愛称案について、市民にとってわかりやすく親しみやすいものであり、同公園の魅力をさらに向上させ発信する愛称案となっている。</p> <p>さらに、申請に際し、同社の地域貢献や観光振興に対する理念が活動計画に盛り込まれていることから、審査委員会にて上記事業者を命名権者に決定し、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月9日
契 約 金 額	3, 9 2 4, 9 9 8 円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	60
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-0963 (直通)
契 約 案 件 名	物価高騰重点支援給付金に係る給付支援サービス運用業務委託
案 件 の 概 要	物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分、こども加算分）を対象者へ給付するにあたり、申請から給付までのプロセスをデジタルで完結させ、迅速かつ効率的な給付を実現するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都江東区豊洲3丁目3番3号 [名 称] 株式会社NTTデータ 第三公共事業本部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本サービスの導入は、デジタル庁が各種給付金の事務において、自治体ごとに事務処理システムを構築することは合理的でないと判断し、各自治体で使える統一的な給付システムの構築をすすめたことに起因している。 デジタル庁が上記事業者と連携のもと、給付システムの構築をしているため、本サービスの導入が可能な組織は上記事業者に限られる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和6年2月13日
契 約 金 額	3,834,600円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	61
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)			
契 約 案 件 名	関之尾公園 マットレス 外			
案 件 の 概 要	関之尾公園のマットレス及びピローを購入するもの。			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県大川市中古賀956-1 [名 称] 株式会社モーブル			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、関之尾公園において、宿泊施設（コテージ・トレーラーハウス）のマットレス及びピローを購入するものである。</p> <p>同公園については、設計と管理に関して一体的な提案を募集するDO方式にて選定された指定管理者より、管理運営を見据えた施設整備のほか、質の高いサービス、コスト縮減等、本気度の高い提案を受け、整備を進めているところである。</p> <p>同公園の宿泊施設は、甌穴を望むことができる眺望も含めた付加価値タイプであり、寝具についても高品質で施設内外の調和を考えた統一感のあるものが求められる。</p> <p>上記事業者は、指定管理者が運営する他自治体のトレーラーハウス用の寝具を製造・納品している事業者であり、高品質な製品の提供と、確実な履行が見込まれる。</p> <p>以上の理由から、最もその目的に合った履行を期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和6年2月13日			
契 約 金 額	1,210,000円			
	総価契約	単価	予定数量	合計
	リテリー特注マットレスネイビー カモフラ	54780 円	10 個	547,800
	ふかふか敷きパッドシングル	10835 円	15 個	162,525
	ふかふか敷きパッドセミダブル	13035 円	24 個	312,840
	ホテルピローMサイズ	3626 円	39 個	141,414

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	62
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)			
契 約 案 件 名	関之尾公園 カーテン 外			
案 件 の 概 要	関之尾公園のカーテン及びかけふとんを購入するもの。			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 兵庫県西脇市比延町361-1 [名 称] 株式会社テキスタイル来住			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、関之尾公園において、宿泊施設（コテージ・トレーラーハウス）のカーテン及びかけふとんを購入するものである。</p> <p>同公園については、設計と管理に関して一体的な提案を募集するDO方式にて選定された指定管理者より、管理運営を見据えた施設整備のほか、質の高いサービス、コスト縮減等、本気度の高い提案を受け、整備を進めているところである。</p> <p>同公園の宿泊施設については、甌穴を望むことができる眺望も含めた付加価値タイプであり、高品質かつ施設に調和したカーテン及び寝具が求められる。上記事業者は、トレーラーハウス用のカーテン及びかけふとんを製造・納品している事業者であり、指定管理者が運営する他自治体でも導入実績があるため、高品質な製品の提供と、確実な履行が見込まれる。</p> <p>以上の理由から、最もその目的に合った履行を期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和6年2月13日			
契 約 金 額	1,013,100円			
	総価契約	単価	予定数量	合計
	ドレープカーテン150×132	16280円	5枚	81,400
	ドレープカーテン210×135	24970円	5枚	124,850
	ドレープカーテン95×108	10340円	5枚	51,700
	玄関窓 カーテン85×200	15070円	5枚	75,350
	布団150×210	15400円	15枚	231,000
	布団190×210	18700円	24枚	448,800

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	63
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 国スポ・障スポ準備課 [電 話 番 号] 0986-23-2696 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園テニスコート東側防塵ネット設置業務委託
案 件 の 概 要	都城運動公園テニスコート東側に防塵ネットを設置する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市乙房町130番地1 [名 称] 株式会社 徳丸開発
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>都城運動公園は、令和9年国民スポーツ大会開催に向け整備を進めている。現在は、テニスコートの整備を進めており、その後、テニスコート東側園路部分についても整備予定である。</p> <p>そのような中、テニスコート東側の近隣住宅から工事の防塵や目隠しのためネット等で対策するよう要望を受けた。整備完了まで住民の日常生活に可能な限り影響の無いよう配慮しながら工事を進める必要があるため、早急に対策を講じる必要がある。</p> <p>上記事業者は、都城運動公園と同様に国スポ会場の整備を進めている山之口運動公園において、直近で防塵ネットを設置・監理した実績がある。</p> <p>緊急の必要により設置すべきであるため、資材の調達や設置にノウハウを有し、早急に対応可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月14日
契 約 金 額	3,410,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	64
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2111 (直通)
契 約 案 件 名	地下水4号観測井水位計修繕
案 件 の 概 要	4号観測井の一部修繕 (水位計修繕)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市清武町岡一丁目14-1 [名 称] 株式会社マエムラ電設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記事業者は、当該観測井を含む環境政策課が所管する地下水観測井について維持管理を行っている事業者である。</p> <p>今般、4号観測井の電気設備関連の改修に伴う水位計の交換を行うことになった。</p> <p>地下水観測井の電気設備関連の業務については、機器の専門的知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>仮に、本業務を他の事業者が行った場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、行政事務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、当該機器の維持管理を行う上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できない。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月14日
契 約 金 額	1,155,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	65
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3319 (直通)												
契 約 案 件 名	使用済みライター処理処分業務委託												
案 件 の 概 要	使用済みライターの処理処分を行うもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県小林市北西方1084番地1 [名 称] 九州北清株式会社												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>施設の大規模火災防止のため、使用済みライターを破砕処理せず、倉庫内に保管している。在庫が多量となりこのままでは置き場所もなく、また、倉庫内で別要因での火災等の被害が出る可能性もあるため、早急に処理する必要がある。</p> <p>オイルやガスが入ったままの使用済みライターを処理するには、県から発行される一般廃棄物処理施設設置許可証が必須である。現在、許可証を保有しており処理可能な県内の事業者は上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と処理処分業務について随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和6年2月14日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"><b>執行見込総額</b></td> <td style="text-align: right;"><b>550,000円</b></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"><b>単価契約</b></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>使用済みライター処理処分</td> <td style="text-align: center;">110円</td> <td style="text-align: center;">5000kg</td> <td style="text-align: right;">550,000</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<b>執行見込総額</b>	<b>550,000円</b>	<b>単価契約</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>使用済みライター処理処分</td> <td style="text-align: center;">110円</td> <td style="text-align: center;">5000kg</td> <td style="text-align: right;">550,000</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	使用済みライター処理処分	110円	5000kg	550,000
<b>執行見込総額</b>	<b>550,000円</b>												
<b>単価契約</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>使用済みライター処理処分</td> <td style="text-align: center;">110円</td> <td style="text-align: center;">5000kg</td> <td style="text-align: right;">550,000</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	使用済みライター処理処分	110円	5000kg	550,000				
	単価	予定数量	合計										
使用済みライター処理処分	110円	5000kg	550,000										

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	66
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (山田学校給食センター) [電 話 番 号] 0986-64-1860 (直通)
契 約 案 件 名	都城市山田学校給食センター調理及び配送業務委託
案 件 の 概 要	山田地区内の小学校3校、中学校1校及び、夏尾地区内の小学校1校及び中学校1校の給食を調理し、配送する業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市葦原町2984番地12コーポ葦原108 [名 称] 株式会社学産給食
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、本市にある5つの学校給食センターは、上記業務をそれぞれで委託契約しているが、令和6年8月以後は、すべての給食センターの調理及び配送業務を一括で委託契約する方針となった。</p> <p>山田学校給食センターにおいては、本業務の契約履行期間は、令和6年3月末までとなっている。</p> <p>令和6年4月1日から7月31日までの4か月間において、仮に、他の事業者へ本業務を委託した場合、業務の引継ぎや業務習熟に一定の期間が必要となり、その結果、調理現場の混乱や安定的な運営に大きな支障を来すおそれがある。</p> <p>この点、上記事業者は、これまで本業務を履行してきた実績もある。</p> <p>以上の理由により、現在の受注者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月14日
契 約 金 額	7, 175, 152円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	67
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	日本一の肉と焼酎(伝統的酒造り) 及び観光PRイベント企画運営等業務委託
案 件 の 概 要	東京都内において、都城市が主催する日本一の肉と焼酎(伝統的酒造り) 及び観光PRイベントの企画・運営等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都目黒区大橋2丁目22-8 [名 称] 際コーポレーション株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、市町村別農業産出額日本一の都城が誇る「肉」と伝統的酒造りでユネスコ無形文化遺産登録を目指す「焼酎」を地域資源の核として観光や地域活性化に寄与するため、また、新たな観光資源として4月にリニューアルオープン予定の関之尾公園キャンプ場のPRを図るためイベントを開催するものである。</p> <p>今回、当該イベントを実施するにあたっては、本市の特色や事業への取組みを理解し、一貫したPRを行うために、過去に宮崎県及び県内自治体、又は本市が主催したイベント、特に肉や焼酎に特化した企画や運営を手掛け、履行した実績のある事業者であることが望ましい。</p> <p>また、今回のイベント会場の「BESS MAGMA」は、23区内の東京都目黒区青葉台にありながら、アウトドアな雰囲気ですぐに焚火やBBQ等の火器を使用したパフォーマンスが可能な会場であるが、水を使用できる調理場が1箇所しかないため、予め下ごしらえ等の調理準備を行う場所の手配ができる事業者であることが必須要件である。</p> <p>この点において、上記事業者は、会場近辺(目黒区青葉台)に対応可能な自社店舗を有し、かつ宮崎県及び本市が主催した焼酎イベント等の実績があるため、本業務の実施に最も適している。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月19日
契 約 金 額	3,300,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	68
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0986-23-2128 (直通)
契 約 案 件 名	券面印字プリンター機器賃貸借
案 件 の 概 要	本庁舎に設置する個人番号カード、在留カード等の券面印字プリンター2台について、賃貸借を行うもの (令和6年3月1日から令和11年2月28日の5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 【販売人】 福岡県福岡市博多区博多駅前4-4-15 【賃貸人】 宮崎市広島2丁目5番10号 [名 称] 【販売人】 株式会社ジェイエスキューブ営業ユニット 【賃貸人】 NX・TCリース&ファイナンス株式会社宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  令和6年2月末から市民課で導入を予定している「書かない窓口」において、市民サービス向上のため、マイナンバーカード業務についても追加されることとなり、急遽券面プリンターの増台が必要になったものである。  事業開始までの日程が短く、過去に券面プリンターを購入した実績のある数社に対応可能か尋ねたところ、対応可能な事業者が1者のみであったため、同事業者と随意契約するものである。  また、券面印字プリンターの導入は、リース契約の方法で行うため、株式会社ジェイエスキューブが賃貸債務の履行業者としてあらかじめ指定していた、NX・TCリース&ファイナンス株式会社宮崎営業所を含む3者間で賃貸借契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和6年2月21日
契 約 金 額	1,544,400円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	69
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)						
契 約 案 件 名	原村・今町線 路面修繕						
案 件 の 概 要	原村・今町線の路面状態が非常に悪いため、都城市道路公園課発注「社総交 第1号 社会資本整備総合交付金事業 原村・今町線側道橋上部工工事」に併せて同時施工するもの						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県小林市真方6755番地 [名 称] 有限会社 永崎建設						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>現在、上記事業者は、当該路線外の都城市道路公園課発注工事に伴う舗装業務の下請事業者となっており、側道橋取付に伴う舗装復旧に際しては、工事の範囲内で原形復旧を行うこととなっている。</p> <p>しかし、当該路線は、側道橋取付工事復旧範囲以外の路面状態が非常に悪く、穴ぼこ補修跡や舗装の段差による振動、水溜りの発生など、車両等の通行に支障をきたしている。</p> <p>このため、今回、上記事業者が当該舗装業務と本修繕（復旧面以外の舗装修繕）を同時施工することで、工期の短縮や一帯施工による手間の減少などに伴う経費節減、安全・円滑な施工を期待でき、施工時に生じる騒音や通行止めなどにおいても、付近住民の負担を軽減することができる。</p> <p>また、同事業者が一体的に施工することで、度重なる通行規制の回避や、早期の安全な走行性が確保される。</p> <p>以上の理由から、競争入札に付するよりも有利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>○受注金額の比較</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">入札予定価格</td> <td style="text-align: right;">5, 0 4 1, 3 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>随意契約予定価格</td> <td style="text-align: right;">4, 4 0 2, 2 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td style="text-align: right;">6 3 9, 1 0 0 円</td> </tr> </table>	入札予定価格	5, 0 4 1, 3 0 0 円	随意契約予定価格	4, 4 0 2, 2 0 0 円	差	6 3 9, 1 0 0 円
入札予定価格	5, 0 4 1, 3 0 0 円						
随意契約予定価格	4, 4 0 2, 2 0 0 円						
差	6 3 9, 1 0 0 円						
契 約 締 結 日	令和6年2月22日						
契 約 金 額	4, 4 0 2, 2 0 0 円						

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	70
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 市民課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	窓口業務支援システム (窓口DXSaaS) 運用保守業務委託
案 件 の 概 要	窓口業務支援システム (窓口DXSaaS) の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 北海道北見市北二条西三丁目6番地 [ 名 称 ] 株式会社北見コンピューター・ビジネス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>窓口業務支援システム (窓口DXSaaS) (以下「システム」という。) は、上記事業者が開発及び導入を行ったものである。</p> <p>システムの保守業務の履行に当たっては、ソフトウェアの専門知識を有すること及び設定内容の十分な理解が必要不可欠である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、当該システムの開発及び導入を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月27日
契 約 金 額	704,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	71
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 山之口産業建設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 5 7 - 1 3 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	五反田34号線 用地測量業務委託
案 件 の 概 要	五反田34号線道路災害復旧工事に伴う用地測量業務委託を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市一万城町41号5番 [ 名 称 ] 株式会社 松川測量設計
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、現在発注している「災道第1048号 五反田34号線道路災害復旧工事」に関連するものである。</p> <p>当初、復旧工事は当該道路を全面通行止めにして工事を行う計画であった。しかし、その後の関係機関と協議により道路上からの工事が不可能となった。</p> <p>今回、代替策として隣接する国有林地内の河川敷に工事用道路を追加で整備することとなり用地測量を行う必要が生じたものであり、速やかな災害復旧のために、短い期間で業務を履行する必要がある。</p> <p>上記事業者は、五反田34号線測量設計業務委託を受注した事業者であるため、現場を熟知しており、工事用道路を整備するエリアのデータを保有していることから、本業務において、効率的な業務の履行による期間短縮及び経費の削減を図ることができるとともに、的確な対応が可能である。</p> <p>以下の理由により、本業務の適正かつ確実な履行を期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月27日
契 約 金 額	770,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	72
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾トイレ遊歩道舗装修繕
案 件 の 概 要	関之尾トイレ遊歩道の舗装修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上長飯町72号20番地2 [名 称] 有限会社 ヤマゲン建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>関之尾公園の屋外トイレについては、本市を代表する観光施設のトイレとして多くの観光客が利用するトイレである。</p> <p>当初リニューアル整備計画では当該トイレ前の遊歩道舗装の修繕は予定していなかったが、公園全体のオープンに向け、県道沿いの関之尾茶屋の駐車場整備とのバランスや舗装路面状況を再度検証したところ、当該箇所の舗装の劣化が激しく、利用者安全性に支障をきたす状態であったため、急遽トイレ前の舗装の修繕を行う必要が生じたものである。</p> <p>関之尾公園一帯は令和6年度当初にはリニューアルオープンを控えており、同エリアの各種工事の工程を変更せずに、早急に本業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>また、上記事業者は当該エリアの建築主体工事を担当しており、業務の特性及び現場状況についても精通している。さらに、隣接する駐車場の舗装工事を予定しており、その奥側に当たる当該修繕予定エリアを先、もしくは同時に施工する必要がある、本業務への速やかな体制構築が必須である。</p> <p>さらに、駐車場部分の舗装工事と本修繕を同時に施工することによる経費の圧縮と、現場での複数事業者による輻輳を最小限に抑えることが可能である。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付するとことが不利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月27日
契 約 金 額	1,430,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	73
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0986-23-2123 (直通)
契 約 案 件 名	所得税・個人住民税の定額減税に係るシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	地方税法の改正により、令和6年度当初課税において個人住民税の定額減税を実施することとなった対応に係る住民情報システムの改修業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  現在、本市において個人住民税賦課業務で運用している住民情報システムは、上記事業者が製作、導入、設定したものであることから、同事業者が今回委託する改修業務を確実に履行できる唯一の事業者である。 現行のシステムの製作、導入、設定において実績のある事業者は他になく、従って現行のシステムに知見のある事業者も他にないため、他の事業者に改修業務を委託した場合に不具合が生じる恐れが高い。また、本市の個人住民税賦課業務の全てに関与している基幹システムであることから、不具合が生じた場合に行政事務が被る障害が甚大である。 以上の理由から、上記事業者と随意契約を行うもの。
契 約 締 結 日	令和6年2月28日
契 約 金 額	1,221,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	74
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	都城市ふるさと納税推進事業返礼品検査コンサルティング業務委託
案 件 の 概 要	令和6年度から本格的に開始されるふるさと納税で取り扱う返礼品の不適正表示等を防止するためのチェック体制構築にあたり、専門的知見を活用するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番1号 [ 名 称 ] 株式会社博多大丸
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、寄附者の信頼を確保するために、ふるさと納税で提供する地場産品の品質確保について、返礼品提供事業者に対し、不適正な食品表示等を防止するための効果的な監視の実施にあたって、専門的知見を活用することを目的とする。</p> <p>本業務の履行については、地場産品の品質確保を目的としふるさと納税返礼品提供事業者への立ち入り検査等実施時にあたり、検査の流れや食品表示知識の涵養、伝票等のチェック方法等に係る担当職員へのノウハウ蓄積が求められる。</p> <p>その点、上記事業者は本市と令和4年12月14日付けで本市と上記事業者が締結した、「都城市と株式会社博多大丸との地場産品に関する連携協定書」の中で明記されている、地場産品に係る販売促進や商品磨き上げに関する事項について、緊密に連携し取り組みを進めており、都城の地場産品を取り扱う事業等に従事し、本市の地場産品の状況にも精通をしている。</p> <p>また、上記事業者は立ち入り検査の実務の実績や、上級食品表示診断士等の資格を持つ食品表示の知識等に精通した人材がいることから、本業務の目的に最も合致した履行ができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月28日
契 約 金 額	1, 1 0 0, 0 0 0 円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	75
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0986-23-9546 (直通)
契 約 案 件 名	早水公園体育文化センター消防用設備修繕
案 件 の 概 要	早水公園体育文化センターに設置してある消防用設備を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市志比田町5011番地 [名 称] 宮崎ラビットポンプ有限会社 都城営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>早水公園体育文化センターにある消防用設備について、保守点検の結果、経年劣化により作動していないことが、同施設の指定管理者から12月に市へ報告があり判明した。</p> <p>同施設は災害時等の一次避難所にも指定されており、また、都城市南消防署より防火対象物等点検報告改修指示を受け、早急な対応が求められている。</p> <p>修繕方法等の検討に時間を要し、今般、修繕内容や見積額が確定したため、避難所使用の可能性の高まる季節に備えるために至急修繕を行う必要があるが、修繕に要する工期を考慮すると入札および見積合せに付する時間がない。</p> <p>上記事業者はこれまで、当該設備の保守点検業務及び故障した際の修繕を行っており、自家発電設備や配線等を十分熟知しているため、確実かつ早急な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年2月28日
契 約 金 額	727,020円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	76
----	----

担 当 課	[部課等名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電話番号] 0986-23-2193 (直通)
契約案件名	各種イベント、キャンペーン等用ツール制作業務委託
案件の概要	都城メンチプロジェクトの推進に必要な各種イベント、キャンペーン等用ツールを制作するもの
契約の相手方	[所在地] 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番1号 [名称] 株式会社博多大丸
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、都城メンチプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の推進に必要な各種イベント、キャンペーン等用ツール（ミニのぼり・スイングPOP等）を制作するものである。</p> <p>本件の実施に当たっては、本プロジェクトの取組内容や現在の状況についての深い理解が必要だけでなく、これまでの取組を通じた課題についても把握していることが望ましい。</p> <p>その点、上記事業者は、本市と連携して令和4年度より本プロジェクトに取り組んでいる事業者であり、本プロジェクトに取り組む背景、本プロジェクトに関わる事業者の状況やこれまでの取組内容や取り組む姿勢といった詳細な情報も含めて、本プロジェクトを最も理解している事業者である。</p> <p>さらに、上記事業者は、本プロジェクトの今後についても、効果的に展開するための全体的な方向性及び計画を構築している事業者でもあることから、本件の実施に当たっても、今後、実現可能性の高い様々な各種イベント、キャンペーン等に共通して使用することができ、かつ、最も効果的なツールの作成を期待できる事業者である。</p> <p>また、これまで上記事業者が作成した都城メンチブランドブック、都城メンチのぼり、販促物等については、非常に完成度が高いだけでなく、統一感があることで、非常に視認性が高く、評判も非常に高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和6年2月29日
契約金額	1,100,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	77
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0986-23-2625 (直通)
契 約 案 件 名	MIYAZAKI FREE Wi-Fi設備撤去業務委託
案 件 の 概 要	MIYAZAKI FREE Wi-Fi事業の終了により、Wi-Fiの設備撤去業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎県宮崎市高千穂通2丁目1番16号 [ 名 称 ] 西日本電信電話株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、MIYAZAKI FREE Wi-Fi事業の終了により、Wi-Fiの設備撤去業務を委託するものである。</p> <p>当設備は、平成28年及び令和2年に西日本電信電話株式会社（NTT西日本）が設置したもので、これまで保守・運用業務についてもNTT西日本が行ってきた。</p> <p>また、撤去に関しても、専門知識と技術を要することから、設置を行ったNTT西日本が工事を行うことが適切である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>撤去対象箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都城島津邸</li> <li>・ 都城駅</li> <li>・ 道の駅山之口</li> </ul>
契 約 締 結 日	令和6年2月29日
契 約 金 額	715,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	78
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総合政策部 秘書広報課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)																				
契 約 案 件 名	令和6年度「広報都城」及び「暮らしの情報」																				
案 件 の 概 要	令和6年度の「広報都城」及び「暮らしの情報」の印刷製本を行うもの																				
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市早鈴町1618番地 [ 名 称 ] 株式会社都城印刷																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は令和6年度に市内配布する「広報都城」及び「暮らしの情報」の印刷製本を行うものである。本業務においては、それぞれ、色・デザイン等により分類された複数の規格があるため、規格ごとに納入業者が異なると、レイアウトやフォント等が異なり、「広報都城」及び「暮らしの情報」の統一性が図れなくなる可能性がある。また、複数の事業者が受注者となると、事業者によって納入時期が異なり、事務が煩雑化するため、同一事業者が実施することが望ましい。さらには、総合的に有利な価格を提示した事業者を落札者とする必要があるため、規格ごとの単価を比較する必要がある。</p> <p>以上のことから、競争入札に代えそれぞれの単価に予定数量を乗じた額の合計額で見積もり合わせを行った結果、見積額が最も安価であった上記事業者と随意契約するものである。</p>																				
契 約 締 結 日	令和6年2月29日																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">41,316,055円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>複数単価契約</b></td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 5px;">広報都城A4、カラーほか 別記 2「広報都城」仕様書のとおり</td> <td style="text-align: right;">2.475円</td> <td style="text-align: right;">8789000頁</td> <td style="text-align: right;">21,752,775</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 5px;">広報都城A4、2色刷りほか 別 記2「広報都城」仕様書のとおり</td> <td style="text-align: right;">1.87円</td> <td style="text-align: right;">7520000頁</td> <td style="text-align: right;">14,062,400</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 5px;">暮らしの情報A4、4P中折り (一部デザイン入り)ほか 別記 3 仕様書のとおり</td> <td style="text-align: right;">2.09円</td> <td style="text-align: right;">2632000頁</td> <td style="text-align: right;">5,500,880</td> </tr> </table>	執行見込総額	41,316,055円			<b>複数単価契約</b>	単価	予定数量	合計	広報都城A4、カラーほか 別記 2「広報都城」仕様書のとおり	2.475円	8789000頁	21,752,775	広報都城A4、2色刷りほか 別 記2「広報都城」仕様書のとおり	1.87円	7520000頁	14,062,400	暮らしの情報A4、4P中折り (一部デザイン入り)ほか 別記 3 仕様書のとおり	2.09円	2632000頁	5,500,880
執行見込総額	41,316,055円																				
<b>複数単価契約</b>	単価	予定数量	合計																		
広報都城A4、カラーほか 別記 2「広報都城」仕様書のとおり	2.475円	8789000頁	21,752,775																		
広報都城A4、2色刷りほか 別 記2「広報都城」仕様書のとおり	1.87円	7520000頁	14,062,400																		
暮らしの情報A4、4P中折り (一部デザイン入り)ほか 別記 3 仕様書のとおり	2.09円	2632000頁	5,500,880																		

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	79
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総務部 財産活用課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	本館2階ベビールーム移設及びサイン変更業務委託
案 件 の 概 要	令和6年度の市の組織再編に伴い、本館2階ベビールーム移設と本館1・2階のサイン変更を行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1 [ 名 称 ] コクヨマーケティング株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、令和6年度の市の組織再編に伴う市役所本館のレイアウト変更の実施に際して、保育課の窓口カウンターの支障となるため、本館2階ベビールームを移設するものである。また、課名変更に伴い、本館1階と2階のサインを変更するものである。</p> <p>本業務は、新年度の市の組織体制の決定後、急遽、履行が必要となったものだが、令和6年度開始までの短期間で業務を完了させなければならず、本件の想定される工期を考慮すると、至急業務に着手する必要がある。この点、上記事業者は昨年設置した事業者であり、現地調査を複数回行っているため、現状を熟知している。</p> <p>また、当該サインについては、平成30年度に上記事業者によるレイアウト改修においてサイン等の設置を行っており、全体を通して表示を統一している。</p> <p>今回の改修では、既存の雰囲気損なうことなく、また、サイン表示の統一性がなくなることで、来庁者に混乱を招くことがないように、十分に配慮しなければならない。</p> <p>この点、上記事業者は平成30年度にレイアウト改修を行っており、現状のサインの構造・材質・施工方法も十分に把握していることから、適切かつ確実な履行が担保されている。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月1日
契 約 金 額	770,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	80
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 市民課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	券面印字プリンター機器保守業務委託
案 件 の 概 要	個人番号カード、在留カード等のカード券面印字のためのプリンタ2台について保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 福岡県福岡市博多区博多駅前4-4-15 [ 名 称 ] 株式会社ジェイエスキューブ営業ユニット
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  令和6年2月末から市民課で導入を予定している「書かない窓口」において、市民サービス向上のため、マイナンバーカード業務についても追加されることとなり、急遽券面プリンタの増台が必要になったものである。  事業開始までの日程が短く、過去に券面プリンタを購入した実績のある数社に対応可能か尋ねたところ、対応可能な事業者が1者のみであったため、同事業者と賃貸借契約をすることとなった。  同機器の保守についても上記事業者に限られるため、随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年3月1日
契 約 金 額	660,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	81
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0986-23-9546 (直通)
契 約 案 件 名	早水公園体育文化センター空調制御盤修繕
案 件 の 概 要	早水公園体育文化センターアリーナの空調の制御盤を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市年見町15号1番地 [名 称] 株式会社 九電工 都城営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>早水公園体育文化センターアリーナの空調は、設置から15年が経過しており、昨年から空調の効きが悪い等の利用者及び指定管理者からの相談があったため当該空調の調査を行ったところ、制御盤の老朽化による故障と判明した。制御盤修繕に係る機器の納期が約1年かかる見込みであり、早急に契約手続きを進める必要がある。</p> <p>上記事業者は、当該設備の施工事業者であり、設備や配管等を十分熟知しており保守点検業務や空調の調査も実施している。</p> <p>仮に、他事業者が当該設備の修繕を行った場合、設備内容の把握から施工までに時間を要し速やかな対応が行えず、市民サービスの低下に繋がるおそれや、責任の所在が不明瞭となるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、確実かつ早急な対応が可能な上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月1日
契 約 金 額	3,960,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	82
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-23-2186 (直通)
契 約 案 件 名	「命を大切にする授業」業務委託
案 件 の 概 要	元中学校教諭である講師を迎え、市内中学校に「命を大切にする授業」を行う業務実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県伊勢原市高森84-3 [名 称] 株式会社 命の授業
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、市内の中学校において、多感な時期を迎える中学生を対象に「命を大切にする授業」を実施し、「命の尊さ」や「生きることの素晴らしさ」を仲間と共に学ぶことにより、お互いを励まし、支え合う風土を育み、生徒一人ひとりが「命」は何よりも大切であるという意識を持つことを目的とする。</p> <p>上記事業者は、これまで、全国の小中学校や高校を中心に、命の大切さや生きていることの素晴らしさについて「命の授業」を実施しており、本事業の目的に最も合致した事業者である</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月1日
契 約 金 額	868,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	83
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)
契 約 案 件 名	菅ヶ迫遺跡(水田B)発掘調査に係る重機賃貸借
案 件 の 概 要	菅ヶ迫遺跡の発掘調査に係る掘削作業を実施するために、建設用機材を賃貸借するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊3 1 2 番地3 [名 称] 株式会社 大成工務店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、賃借した建設用機材を用いて発掘調査区に堆積する表土を除去するものであり、今年度中に履行できなかった場合、次年度の業務に支障をきたすおそれがある。</p> <p>本件は、予定価格が500万円を超えるため入札に付する案件であるが、工業団地造成工事を速やかに行うためには、当発掘調査に係る掘削作業を今年度中に遅滞なく行うことが求められ、短期間で契約の相手方を決定する必要があった。このため、競争入札に代え、当該6者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月4日
契 約 金 額	7, 0 4 0, 0 0 0 円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	84
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	乙房小校舎鉄骨車寄せ架台設置工事
案 件 の 概 要	本工事は、乙房小学校新校舎学校給食コンテナ室のプラットホームの延長をするものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市丸谷町4985番地 [名 称] 日興建設 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>乙房小学校においては、令和6年2月13日から新校舎の運用が開始されたが、運用開始日、給食を搬入しようとしたところ、プラットホームの高さが、配送車両より高いことが判明した。事前に施工業者が配送車の高さを計測した上で施工したが、配送時はコンテナの重量により車体が沈むことを考慮していなかったことが要因である。</p> <p>配送順を変更し、配送車を軽量化するなどの工夫を行ったが、段差を解消することはできず、また、配送順を変更したことにより学校給食法に規定されている「児童摂食30分前までの検食」にも間に合わなかったことから、現在は、緊急対応として検食分のみ別便にて職員が配送している。しかしながら、コンテナに入れずに配送することは安全衛生的に懸念があることから、早急な改修工事が必要である。</p> <p>以上、本工事については、学校給食の安全を早急に確保する必要がある、入札に付する時間がない。</p> <p>上記事業者は、当該新校舎施工業者で、施設や施工内容に精通していることから、今回の工事に関して迅速な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月5日
契 約 金 額	1,430,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	85
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	高崎総合支所LAN配線業務委託
案 件 の 概 要	高崎総合支所のネットワーク機器移設に伴うLAN配線及び電気工事を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在整備されている高崎総合支所のネットワークは上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行は期待できない。 仮に本業務をほかの事業者へ委託した場合、ネットワーク整備事業者と配線事業者が混在することとなるため、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年3月8日
契 約 金 額	2,200,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	86
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2983 (直通)
契 約 案 件 名	リト@葉っぱ切り絵展運営業務委託
案 件 の 概 要	ウエルネス交流プラザ開館20周年を記念し、「リト@葉っぱ切り絵展」を開催するため、その運営業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市蔵原町11街区25号 [名 称] 都城まちづくり株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ウエルネス交流プラザは、賑わいのある個性豊かな中心市街地を創造し、もって市民の福祉の一層の増進に寄与することを目的に設置したものであり、その開館20周年を記念し、「リト@葉っぱ切り絵展」を開催するものである。</p> <p>上記事業者は、ウエルネス交流プラザの指定管理者であり、会場であるウエルネス交流プラザの管理運営に加え、中心市街地内の賑わい創出業務も担っている。</p> <p>本市の意思を最も適切に反映しながら本事業に取り組めることや円滑な運営及び適切な会場管理を実施できる事業者は、上記事業者の他にない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者が本業務の目的に最も合致した履行が可能であると認められるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月8日
契 約 金 額	13,840,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	87
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	テレビ番組制作等業務委託
案 件 の 概 要	テレビ番組制作等業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市橘通西4丁目6番7号 [名 称] 株式会社 宮崎放送
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、県全域へのPR及び市民の愛郷心の醸成を目的とし、本市の観光地、物産品等の情報をテレビ番組で放送するものである。</p> <p>本業務の目的達成のためには、県民の多くがテレビを視聴する時間帯に継続的に番組を放送する必要がある。</p> <p>この番組制作及び放送に関して、放送枠の確保が可能であり、かつ、本市が希望する視聴率の高いゴールデンタイムにPR番組の枠の設定をしているのは上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月8日
契 約 金 額	30,360,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	88
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0986-23-2128 (直通)
契 約 案 件 名	森林環境税対応に係る各種証明書コンビニ交付システム改修業務委託
案 件 の 概 要	各種証明書コンビニ交付システムの森林環境税対応に係るシステム改修業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>各種証明書コンビニ交付システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発及び導入を行ったものである。</p> <p>当該システム改修の履行に当たっては、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有すること並びに設定内容の十分な理解が必要不可欠である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、当該システムの開発及び導入を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月11日
契 約 金 額	660,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	89
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	庄内川支障木撤去業務委託
案 件 の 概 要	庄内川の関之尾滝滝つぼ周辺の支障木の撤去業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上長飯町5427番地1 [名 称] 大淀開発 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>関之尾公園内を流れる庄内川については、日本の滝100選に選ばれた「関之尾滝」や国の天然記念物「関之尾甌穴群」など多くの景勝地があり、観光客の目を楽しませている。</p> <p>本市を代表する観光地である関之尾滝について、これまでの台風や水害等により、滝つぼ周辺に流木等が堆積し著しく景観を損ねている。</p> <p>関之尾公園については、リニューアルオープンに向けて施設整備等を行っており、公園内の景勝地についても清掃等を行う必要がある。</p> <p>昨年末より滝つぼ周辺の流木等の撤去について、複数社と現地踏査及び工法等の検討を進めてきたところ、唯一上記事業者から工法等の提案があったものである。</p> <p>関之尾公園のリニューアルは令和6年度当初に控えており、早急に本業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は当該業務の特性及び現場状況についても精通している。また、本工法の提案事業者であり、当該エリアの調査確認もしているため、本業務への速やかな体制構築および確実な履行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月12日
契 約 金 額	3, 153, 700円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	90
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0986-23-9545 (直通)
契 約 案 件 名	中央公民館南倉庫 屋上防水修繕
案 件 の 概 要	中央公民館南倉庫の屋上防水修繕をするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市志比田町9143番地4 [名 称] 有限会社 ハセバ塗装店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、予定価格が50万円を超える修繕であり、令和6年3月7日に指名競争入札を行ったが、3回目の入札も不落となった。応札の意思を示していた3者へ対し不落随契の見積もり合わせに移行したところ全者が辞退し、不調となった。</p> <p>要件等を見直し、再度の指名を行い入札を行うべきであるが、修繕に要する工期の確保を考慮すると、入札に付する時間がない。</p> <p>そこで、競争入札に代え、当該3者での見積もり合わせを行った結果、上記事業者の見積り額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月12日
契 約 金 額	1,320,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	91
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)																
契 約 案 件 名	犬王遺跡発掘調査埋め戻しに係る黒色土																
案 件 の 概 要	犬王遺跡発掘調査に係る埋戻し業務を行う際に発生する不足土分を補うための黒色土を購入するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市横市町9830番地 [名 称] 南星建設 株式会社																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>発掘調査において重機を用いた埋戻し作業を行う際、埋め戻しのための土が不足する減少が頻繁に発生する。今般、犬王遺跡発掘調査に係る埋戻し業務を実施する予定であり、当契約はその不足土分を補うための黒色土を購入するものである。</p> <p>黒色土の購入にあたっては、黒色土を調達先から埋戻し現場まで運搬するための料金も発生する。よって、複数単価契約が必要である。</p> <p>そこで、競争入札に代え、当該6者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和6年3月12日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">4, 6 2 4, 4 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><b>複数単価契約</b></td> <td style="padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">黒色土</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5500 円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">500 m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,750,000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">運搬料4tダンプ</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4400 円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">426 回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1,874,400</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	4, 6 2 4, 4 0 0 円	<b>複数単価契約</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">黒色土</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5500 円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">500 m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,750,000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">運搬料4tダンプ</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4400 円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">426 回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1,874,400</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	黒色土	5500 円	500 m <sup>3</sup>	2,750,000	運搬料4tダンプ	4400 円	426 回	1,874,400
執行見込総額	4, 6 2 4, 4 0 0 円																
<b>複数単価契約</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">黒色土</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5500 円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">500 m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,750,000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">運搬料4tダンプ</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4400 円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">426 回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1,874,400</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	黒色土	5500 円	500 m <sup>3</sup>	2,750,000	運搬料4tダンプ	4400 円	426 回	1,874,400				
	単価	予定数量	合計														
黒色土	5500 円	500 m <sup>3</sup>	2,750,000														
運搬料4tダンプ	4400 円	426 回	1,874,400														

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	92
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	都城PRMOVIE制作業務委託
案 件 の 概 要	ケント・モリ氏出演の本市PR動画の制作を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 兵庫県神戸市中央区新港町11番1号 ジーライオンアア ワーズビル9階 [名 称] ケーエムワン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、本市の認知度向上及び肉と焼酎を中心とした本市の魅力を世界に発信するため、本市のPR動画を制作するものである。</p> <p>ケント・モリ氏は、日本のみならず世界的な知名度のあるダンサーであり、ケント・モリ氏に市内各地の観光地や肉と焼酎を盛り込んだPR動画を制作していただくことは、本市の知名度向上を図る上で高い効果が期待される。</p> <p>上記事業者は、同氏の所属事務所のため、契約の相手方は同事業者に特定される。</p> <p>以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月13日
契 約 金 額	2,200,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	93
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	JA統廃合に係るシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	県内に13あるJAが合併し県域JAとなることに伴い、関連システムを改修するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、県内の13のJAが合併し県域JAとなることに伴い、本市で使用しているAcrocity等の基幹系システムや総合福祉システムWEL+において、登録口座情報に関する改修を委託するものである。</p> <p>本システムは、上記事業者が導入したものであり、保守業務も同事業者に委託を行っているため、システムの現状をよく把握している同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に他の事業者の本業務を委託した場合、システム改修の確実な実施は困難であり、収納等の事務において支障をきたすおそれが高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月15日
契 約 金 額	797,500円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	94
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0986-23-2152 (直通)
契 約 案 件 名	弘川分収林 立木処分
案 件 の 概 要	昭和24年4月1日付けで分収林設定契約をしている弘川分収林（梅北町）について、契約期間は令和10年までであるが、造林者より立木処分の申し出があり、その立木を都城森林組合に売却するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該分収林の立木処分について、本業務を実施するためには、伐採作業などの特殊な技術と労務の確保を必要とし、かつ、森林という現場に精通していなければならない。また、当該分収林は、地籍調査未実施地区や急傾斜地区もあり、加えて風倒木の処理業務も含まれていることから、施業には特殊な技術と知識が必要である。 上記組合は、当該分収林の調査業務も携わっており、現場も熟知しているため、当該区域の境界を的確に判別できる唯一の事業者である。 以上の理由により、本業務の受注者として必要な上記の要件を満たし、確実な業務遂行を期待できる上記組合と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年3月15日
契 約 金 額	2,631,200円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	95
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0986-23-2114 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年度介護保険制度改正に係るAcrocityシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	令和6年度に施行される介護報酬改定等に伴いAcrocity介護保険システムの改修を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は介護報酬等の一部改定に伴い、現在稼動している基幹システムのAcrocityを改修する業務委託である。</p> <p>本システムは、上記事業者が導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。仮に本業務を外の事業者へ委託した場合、行政事務に支障が出るおそれがあり、また、本業務の履行後にシステムに不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月15日
契 約 金 額	3,773,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	96
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0986-23-3191 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年度介護保険制度改正に係るMCWELシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	令和6年度に施行される介護報酬改定等に伴いMCWEL（介護保険認定審査会システム）の改修を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>MCWEL（介護保険認定審査会システム）は、上記事業者が本市へ導入したものであり、システムの改修業務である本業務の履行に当たっては、システムの専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月15日
契 約 金 額	1,502,600円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	97
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2983 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ウエルネスパーキング精算機修繕
案 件 の 概 要	都城市ウエルネスパーキングの自動精算機について、新紙幣・新500円硬貨に対応させるため、自動精算機の修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区店屋町8番30号 [名 称] 三菱プレシジョン株式会社九州営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は都城市ウエルネスパーキングの自動精算機について、新紙幣・新500円硬貨に対応させるため、自動精算機のソフトウェア更新及び硬貨処理装置検銭部品の交換を行うものである。</p> <p>ウエルネスパーキングについては、未だ新500円硬貨について未対応の状態となっており、また令和6年7月には新紙幣が発行予定であることから双方に対応していく必要がある。また、同パーキングはホテルTERRASTAの宿泊者駐車場でもあり、県内外多くの方が利用されているため、迅速に行う必要がある。</p> <p>ウエルネスパーキングは上記事業者の自動精算機を導入し、保守も実施している。本自動精算機は上記事業者のオリジナルであり、他の事業者では本修繕に取りかかることが不可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者を本件の受注者として随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月15日
契 約 金 額	1,727,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	98
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0986-23-2152 (直通)
契 約 案 件 名	森林整備促進事業 高崎町民有林内林道路面修繕
案 件 の 概 要	令和5年台風6号により発生した民有林内の林道の路面の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和5年8月に襲来した台風6号により、高崎町民有林内林道の隣接山林の斜面が崩落し、崩土及び風倒木により林道を通行できない状況である。</p> <p>民有林内の林道や作業路の管理については、森林環境譲与税を活用することが可能であり、今回、当該林道の路面の修繕を行うものである。</p> <p>当該林道沿いの一帯の山林は、長年、山林所有者が上記組合に管理を委託しており、現在、伐採の依頼をしているところであるが、使用できる林道が当該林道のみであるため、作業ができない状況である。</p> <p>上記組合は、長年にわたる山林管理により現場を熟知しており、また、早急な対応が可能のため、上記組合と随意契約するものである</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月18日
契 約 金 額	1,748,340円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	99
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0986-23-3174 (直通)
契 約 案 件 名	ケーブルテレビジョン放送制作業務委託
案 件 の 概 要	市政情報番組「みやこんじょジャーナル」を通じて、番組を視聴可能な人達に、都城市の旬な情報を広くPRすることを目的とした番組の制作及び放送を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市政情報番組「みやこんじょジャーナル」を通じて、番組を視聴可能な人達に、都城市の旬な情報を広くPRすることを目的とした番組の制作及び放送を行うものである。 上記事業者は、ケーブルテレビ網を通じて、都城市、三股町及び曾於市の情報を中心とした番組を制作し、発信することができる市内で唯一のケーブルテレビ局である。 以上の理由により、本業務を実施できる唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年3月18日
契 約 金 額	3, 113, 000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	100
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0986-23-2128 (直通)
契 約 案 件 名	庁舎案内サイン改修業務委託
案 件 の 概 要	本館1・2階及び庁舎周りサインの設置等について業務委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1 [名 称] コクヨマーケティング株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市民目線に立った質の高い窓口業務サービスの提供及び窓口業務の効率化による職員の負担軽減を目的とする書かない窓口の導入に伴い、本館1・2階及び庁舎周りサインの設置・表示内容変更を行うものである。</p> <p>当該サインについては、平成30年度に上記事業者によるレイアウト改修においてサイン等の設置を行っており、全体を通して表示を統一している。</p> <p>今回の改修では、既存の雰囲気損なうことなく、また、サイン表示の統一性がなくなることで、来庁者に混乱を招くことがないよう、十分に配慮しなければならない。</p> <p>この点、上記事業者は平成30年度にレイアウト改修を行っており、現状のサインの構造・材質・施工方法も十分に把握していることから、適切かつ確実な履行が担保されている。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月19日
契 約 金 額	1,188,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	101
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0986-23-2152 (直通)
契 約 案 件 名	御池町戸ノ口直営林 立木処分
案 件 の 概 要	都城市有林の御池町戸ノ口直営林について、立木を都城森林組合に売却するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該直営林の立木処分について、本業務を実施するためには、伐採作業などの特殊な技術と労務の確保を必要とし、かつ、森林という現場に精通していなければならない。また、当該直営林は、地籍調査未実施地区や急傾斜地区もあり、施業には特殊な技術と知識が必要である。</p> <p>上記組合は、長年にわたり本市が委託する市有林の伐採管理に携わっており、当該直営林についても現場を熟知し、当該区域の境界を的確に判別できる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、本業務の受注者として必要な上記の要件を満たし、確実な業務遂行を期待できる上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月19日
契 約 金 額	29,916,700円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	102
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0986-23-2152 (直通)
契 約 案 件 名	中郷中分収林 立木処分
案 件 の 概 要	昭和41年5月1日付けで分収林設定契約をしている中郷中分収林(梅北町)について、契約期間は令和10年までであるが、造林者より立木処分の申し出があり、その立木を都城森林組合に売却するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該分収林の立木処分について、本業務を実施するためには、伐採作業などの特殊な技術と労務の確保を必要とし、かつ、森林という現場に精通していなければならない。また、当該分収林は、地籍調査未実施地区や急傾斜地区もあり、加えて風倒木の処理業務も含まれていることから、施業には特殊な技術と知識が必要である。</p> <p>上記組合は、当該分収林の調査業務も携わっており、現場も熟知しているため、当該区域の境界を的確に判別できる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、本業務の受注者として必要な上記の要件を満たし、確実な業務遂行を期待できる上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月19日
契 約 金 額	9,142,100円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	103
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	機構改革に伴う電話・コンセント・LAN配線修繕
案 件 の 概 要	機構改革に伴う電話・コンセント・LAN配線の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1496番地 [名 称] 九州電通建設 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕の施工に当たっては、適切かつ確実な施工を行うことはもとより、改修後の機器に故障が生じた場合、行政事務の停滞を最小限に抑えるため速やかに復旧が図れるようにすることが重要である。この点、上記事業者は、本庁舎における電話回線の導入事業者であり、現在の保守事業者でもあるため、これらの回線に精通しており、確実な施工が可能である。</p> <p>また、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者、保守事業者及び改修事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えない。さらに、責任の所在も不明確となり、行政事務に多大な影響を来す可能性がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月21日
契 約 金 額	999,900円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	104
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3319 (直通)
契 約 案 件 名	都城市一般廃棄物最終処分場管理業務委託
案 件 の 概 要	都城市一般廃棄物最終処分場における管理業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市神之山町4824番地 [名 称] 真栄産業 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当</p> <p>上記案件について、3者を指名したところ、1者から入札への参加辞退届が提出された。残りの2者において競争入札を執行したところ、1回目の入札が不落になり、2回目の入札においては、上記事業者以外の者が失格となり入札が成立しなかったことから、不落随契によることとした。</p> <p>上記事業者が応札の意思を示したため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月21日
契 約 金 額	90,904,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	105
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0986-23-2510 (直通)
契 約 案 件 名	弁護委任契約
案 件 の 概 要	株式会社ヒムカ食品のふるさと納税返礼品について、産地偽装が発覚したことにより、同社の債務不履行が明らかになったにもかかわらず、同社が未履行部分に相当する委託料等の返還をしないことから、同社に対して、不当利得返還等請求の訴えを提起するため、顧問弁護士に訴訟委任をするもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市旭1丁目7番12号 エスポワール宮崎県庁通り 205号 [名 称] 小城和男法律事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記弁護士は、本市の顧問弁護士であり、既に本件返還請求に係るヒムカとの交渉を委任しており、係争の内容を最も把握しているため、第一審をスムーズに進めていく上で、最も適任である。
契 約 締 結 日	令和6年3月22日
契 約 金 額	4,950,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	106
----	-----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総務部 契約課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	複合機保守及び消耗品等供給業務
案 件 の 概 要	本庁及び各総合支所等で使用する複合機の保守及び消耗品等の供給を行うもの（令和6年7月1日から令和11年6月30日の5年間の長期継続契約）
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎市広島一丁目18番7号大同生命宮崎ビル5階 [ 名 称 ] 京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社九州第3営業課
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、本庁及び各総合支所で使用する複合機の保守及び消耗品等の供給を行うものである。本件については更新であることから、本市の使用実態に合った複合機を選定する必要がある。</p> <p>そこで、本市で使用するに当たり最低限必要な性能を備えた機器を運用できる事業者のうち、賃貸借料及び保守料の価格と、複合機の性能について総合的に最も有利な提案をした事業者と契約するために、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和6年1月22日にプロポーザルの実施を通知し、その結果2者から応募があり、当該2者による技術提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を令和6年2月29日に実施した。</p> <p>書類審査及びプレゼンテーション審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき機能審査、技術審査及び価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月22日
契 約 金 額	執行見込総額                      81,317,880円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	107
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 契約課 [電 話 番 号] 0986-23-2669 (直通)
契 約 案 件 名	複合機賃貸借
案 件 の 概 要	本庁及び各総合支所等で使用する複合機の賃貸借を行うもの(令和6年7月1日から令和11年6月30日の5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 【販売人】宮崎市広島1丁目18番7号大同生命宮崎ビル5F 【賃貸人】宮崎県宮崎市橘通東1-7-4 [名 称] 【販売人】京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社 九州第3営業課 【賃貸人】宮銀リース株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、本庁及び各総合支所で使用する複合機の更新に伴う賃貸借契約であり、必要な性能を備えた機器を運用できる事業者のうち、賃貸借料及び保守料の価格と、複合機の性能について総合的に最も有利な提案をした事業者と契約するために、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和6年1月22日にプロポーザルの実施を通知し、その結果2者から応募があり、当該2者による技術提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を令和6年2月29日に実施した。</p> <p>書類審査及びプレゼンテーション審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき機能審査、技術審査及び価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>また複合機の導入は、リース契約の方法で行うため、京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社 九州第3営業課が賃貸債務の履行業者として宮銀リース株式会社を含む3者間で賃貸借契約を締結するものです。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月22日
契 約 金 額	36,893,340円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	108
----	-----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	都城市ふるさと納税推進事業受付等業務委託
案 件 の 概 要	都城市ふるさと納税推進事業受付等業務を委託し、ふるさと納税推進事業を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市宮丸町3070番地1 [ 名 称 ] シフトプラス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、株式会社シフトプラスを対象に公募型プロポーザル方式により、選定を行うこととした。</p> <p>令和5年7月28日に本プロポーザルの実施を公表し、その結果1者から応募があり、参加資格審査を経て、当該1者による技術提案書に基づく書類審査を10月23日に実施した。</p> <p>書類審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月22日
契 約 金 額	執行見込総額                      3, 3 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	109
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾滝展望所舗装修繕
案 件 の 概 要	関之尾滝の展望所周辺の舗装修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市庄内町7373番地1 [名 称] 有限会社 日翔建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>関之尾公園については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種建築工事及び土木工事を行っている。</p> <p>本業務については、関之尾滝を望む展望所の敷地において、傷んだ舗装路面の修繕を行うものである。</p> <p>当初リニューアル整備計画では当該箇所の修繕は予定していなかったが、公園全体のオープンに向けて、施設全体のバランス及び展望所の状況を再検証したところ、修繕箇所は舗装面の劣化が激しく、日陰でコケが生えて滑りやすい状態であることから、対処しなければ利用者の安全性に使用をきたすおそれがあることが判明したため、早急に現状を改善すべく修繕を実施するものである。</p> <p>関之尾公園一帯は令和6年度4月にはリニューアルオープンを控えており、同エリアの各種工事の工程を変更せず早急に本業務を行わなければならないため、本件については競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は当該公園内の土木関係の修繕業務を担当しており、業務の特性及び現場状況についても精通している。また、当該箇所の修繕方法の検討のため現場踏査をしており、本業務への的確な理解および速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月22日
契 約 金 額	987,800円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	110
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)			
契 約 案 件 名	関之尾公園用リネン			
案 件 の 概 要	関之尾公園の宿泊施設のベッドリネンを購入するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 兵庫県西脇市比延町361-1 [名 称] 株式会社 テキスタイル来住			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、関之尾公園の宿泊施設（コテージ・トレーラーハウス）におけるベッドリネンを購入するものである。</p> <p>同公園宿泊施設のベッドリネンについては、当初、リネンサプライ（リネンレンタル）を念頭に事業者を探してきたところであるが、本宿泊施設が小規模であるため、業務の取引量が少ないことや、集荷・配達に要する距離が長い点など、コスト面等を理由として業務に応じることができない事業者がなかなか見つからない状況にあった。</p> <p>このため、クリーニング業務のみを受注できる事業者を探すこととなり、ベッドリネンを事前に調達する必要性が生じたものである。</p> <p>同公園においては、リニューアルオープンを令和6年4月下旬に控え、指定管理者は、宿泊施設の寝具交換をはじめとしたオペレーションの研修に期間を要する点などを考慮すると、本施設の完成引渡し予定である年度末の履行期限までに、入札執行に必要な期間を確保することが困難である。</p> <p>この点、上記事業者は、本宿泊施設用のかけふとんを製造・納品している事業者であり、指定管理者が運営する他の類似施設においてもリネン導入実績があるため、確実な履行が見込まれる。</p> <p>以上の理由から、早急かつ確実な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和6年3月22日			
契 約 金 額	962,665円			
	総価契約	単価	予定数量	合計
	カバー160×235	3949円	60枚	236,940
	カバー205×235	4389円	100枚	438,900
	シーツ182×300	1265円	60枚	75,900
	シーツ228×300	1463円	100枚	146,300
	ピローケース52×90	258.5円	250枚	64,625

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	111
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園案内標識板修繕
案 件 の 概 要	関之尾公園の県道交差点付近にある安全標識板の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方字境田3041番地1 [名 称] 株式会社 旭友
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、関之尾公園緑の村へ通じる鹿児島県道交差点付近に設置してある2箇所の道路安全標識板の修繕を行うものである。</p> <p>現在、当該施設への案内表示がないため、来訪者が道に迷い、近隣住民宅へ道を尋ねる等の事案が度々発生している。令和6年4月の同施設のリニューアルオープンに伴い、市内外からの訪問者が急増することが予想され、付近の渋滞や事故発生のおそれも高まっている。</p> <p>今回のリニューアル整備では、これまで公園内のサイン等の整備にとどまり、公園外の誘導案内については予定していなかったため、急遽、施設への案内看板を設置する等の検討を行ったところであるが、周辺地域は屋外広告物条例における第1種禁止地域等の区域であり、案内看板を含む広告物の設置が厳しい状況にある。</p> <p>これを受け、当該交差点の前後に設置されている既存の道路案内標識板に施設名称を追加することが、公園利用者も認識しやすく、施設への誘導をスムーズに行うことできる最善の方法との結論に至った。</p> <p>修繕着手のための施行承認申請手続を早急に行う必要があり、また工事に要する期間を考慮すると、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>上記申請手続については鹿児島県の道路所管部署との事前協議が必要であり、標識板の記載内容及びデザイン等を作成しなければならないが、複数者に相談したところ、年度末の繁忙等で対応が難しいとのことであった。</p> <p>上記事業者は、道路案内標識板の工事等の実績があり業務の特性及び現場状況についても精通している。さらに、速やかな体制構築により年度内における事前協議を含めた対応が可能とのことであった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月22日
契 約 金 額	814,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	112
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	緑の村管理棟周辺遊歩道修繕
案 件 の 概 要	緑の村管理棟周辺の遊歩道の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市野々美谷町1680番地3 [名 称] 株式会社 瀬戸山組
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>関之尾公園については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種工事を行っている。</p> <p>本業務については、緑の村に建築工事中である管理棟の東側遊歩道の修繕を行うものである。</p> <p>当該遊歩道については、緑の村エリアから公園内の川沿いや対岸を周遊するための遊歩道として多くの公園利用者が利用する遊歩道である。</p> <p>当初リニューアル整備計画では当該遊歩道の修繕は予定していなかったが、公園全体のオープンに向けて、緑の村管理棟及び外構とのバランスや遊歩道の状況を再検証したところ、当該箇所の路盤や縁石の破損、土砂堆積があり、利用者の安全性に支障をきたす状態であったため、急遽遊歩道の修繕を行う必要となったものである。</p> <p>関之尾公園一帯は令和6年度当初にはリニューアルオープンを控えており、同エリアにおける各種工事を変更せずに、早急に本業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。また、上記事業者は当該エリアの土木工事を担当しており、業務の特性及び現場状況についても精通しているため、本業務への速やかな体制構築が必須である。さらに、土木工事と本修繕を同時に施工することによる経費の圧縮と、現場での複数事業者による輻輳を最小限に抑えることが可能である。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付するとことが不利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月22日
契 約 金 額	795,300円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	113
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [電 話 番 号] 0986-23-2617 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センター 正面玄関自動ドア修繕
案 件 の 概 要	都城学校給食センターの玄関に設置している自動ドアの修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大塚町宮田2875番1 [名 称] オリエント産業株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城学校給食センターの玄関に設置してある自動ドアが、経年劣化のため作動せず、オリエント産業株式会社に修繕を依頼したところ、部品の製造を終了していることからエンジンユニットそのものを交換する必要があるとのことであった。</p> <p>玄関の自動ドアは、①人が出入り口に立った時に作動するセンサー2カ所と、②ドアの間に人が居る時に閉まらないように作動するセンサー2ヶ所の合計4カ所が作動し安全に開閉できる仕組みになっているが、現在、応急処置として②のセンサーを切り①のセンサーだけで作動している状態である。もし、人がドアの間にいた場合はセンサーが作動しないためドアとドアの間に挟まってしまう。このため、今後、新学期に向けて小学生の遠足等で施設見学等があった場合、ドアに挟まれ怪我を負う危険性があることから緊急的に修繕が必要である。</p> <p>本修繕は、自動ドアのエンジンユニット等の取替えを行うものであるが、コントローラー装置については、修繕後に初期設定を行う必要があり、その設定を行う機材については、製造メーカー代理店のみが所有している。</p> <p>この点、上記事業者は、製造メーカーの販売、施行、保守に関する九州地区の総代理店であり、初期設定を行う機材を保有する県内唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月22日
契 約 金 額	638,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	114
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0986-23-7163 (直通)
契 約 案 件 名	長期実務派遣 (地方六団体地方分権改革推進本部) 研修生用住宅賃貸借
案 件 の 概 要	令和6年4月1日から地方六団体地方分権改革推進本部へ実務研修に派遣する職員の宿舍の賃貸借を行うもの (令和6年3月31日～令和8年3月30日までの長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区富久町9番11号 [名 称] 株式会社マリオン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 アパートの賃貸借契約に当たっては、間取り、家賃、立地条件等を総合的に考慮する必要があり、契約の性質上、一定の仕様に基づく競争入札に適さない。 今回賃貸借を行うアパートは、間取りや立地条件の面で市が求めている条件に合致しているため、その家主である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年3月25日
契 約 金 額	2,870,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	115
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-45-6678 (直通)
契 約 案 件 名	廃棄物処理プラント保険
案 件 の 概 要	都城市クリーンセンターのプラント設備における事故（機械的、電気的、誤操作等）の補償を行う保険
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都文京区本郷3-3-11 IPBお茶の水7F [名 称] 公益社団法人全国都市清掃会議
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件の保険は、廃棄物処理プラントを所有する地方公共団体向けの唯一の保険であり、クリーンセンターの事故発生時のプラント復旧に係る再調達額を補償するものである。 このような保険を取り扱っている事業者は、上記事業者しかいないため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年3月25日
契 約 金 額	3,893,090円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	116
----	-----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センターほか4か所調理及び配送業務委託
案 件 の 概 要	都城市都城学校給食センターほか4か所における学校給食の調理及び配送業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地 [ 名 称 ] ハーベストネクスト株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、学校給食の趣旨を理解し、学校給食業務の効率的な運用に関する専門的な知識が必要であるため、指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和5年12月8日に8者に対してプロポーザルの実施を通知し、その結果2者からプロポーザル参加の承諾があり、参加資格要件の審査を経て、提出された技術提案書に基づき、令和6年2月19日に選定委員会による評価・審査を実施した。</p> <p>評価・審査においては、あらかじめ規定された評価項目に基づき技術審査点及び価格審査点の算出・判定を行い、その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月25日
契 約 金 額	1, 9 5 8, 5 5 0, 0 0 0 円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	117
----	-----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総務部 財産活用課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	設備機器運転管理業務委託
案 件 の 概 要	本庁舎（本館・南別館・北別館）に設置された電気設備、空調設備、冷暖房設備、給排水衛生設備、防火設備、放送設備、エレベータ設備その他の各設備及び各機器の運転操作及び日常保守作業を行い、万一異常が発生し、又は異常を予測した場合は、適切な処置を行い、諸設備の耐久化を図る業務の委託（令和5年度から令和8年度までの債務負担行為による契約）
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市宮丸町3048番地1 [ 名 称 ] つやげん九州株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本庁舎（本館・南別館・北別館）は、行政サービスの拠点であり、災害時の対策本部を置く重要な施設である。</p> <p>庁舎内には、多種多様な業務の事務サーバーがあり、ネットワークが庁舎全体に張り巡らされており、電話交換機や空調モジュールチラー、高圧受電設備など、重要な機器が数多くある。</p> <p>本業務の履行に当たっては、地震や台風等の停電時も稼動しなければならず、万一、障害が発生した場合は、原因の特定、速やかな復旧が求められるため、受託者の選定に当たっては、市内の事業者から選定する必要がある。</p> <p>また、庁舎の改修等に伴う設備機器関係を熟知するとともに、運転管理に係る資格を有する者を複数擁し、信頼のおける事業者である必要がある。</p> <p>以上のことから、市内において、これらの要件を全て満たす事業者は上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月26日
契 約 金 額	102,960,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	118
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0986-23-7163 (直通)
契 約 案 件 名	長期実務派遣 (県東京事務所) 研修生用住宅賃貸借
案 件 の 概 要	令和5年4月1日から宮崎県東京事務所へ実務研修に派遣している職員の宿舎を引き続き賃貸借するもの (令和6年3月27日～令和8年3月26日までの長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区代々木2丁目1-1 新宿マインズタワー3F [名 称] 積水ハウス不動産東京株式会社 マンション賃貸営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 アパートの賃貸借に当たっては、間取り、家賃、立地条件等を総合的に考慮する必要があり、契約の性質上、一定の仕様に基づく競争入札に適さない。 今回賃貸借を行うアパートは、間取りや立地条件の面で市が求めている条件に合致しているため、その家主である上記の者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年3月27日
契 約 金 額	3,519,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	119
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-45-6678 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年度分(2024年度分) 都城市クリーンセンター電力の容量市場に関する価値売却
案 件 の 概 要	発電による供給力(容量)を提供することにより、報酬を得るもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府中央区高麗橋三丁目1番6号 [名 称] E-Flow合同会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本案件は、クリーンセンターで発電された電力の供給力(容量)を容量市場へ提供することにより、報酬を得るものである。</p> <p>容量市場とは、電力の需要と供給のバランスを保つことで停電を防止し、需要の多い時期の卸電力価格高騰を防止するため、将来にわたる日本国全体の電力の供給力を効率的に確保する目的で設置された、供給力をやりとりする市場である。容量市場へ参入することにより、本市の歳入増加となる可能性が高くなる。</p> <p>クリーンセンターは、容量市場への提供可能な供給力(以下「期待容量」という。)が1,000kW未満の小規模発電事業者であるため、取りまとめ事業者(アグリゲーター)を通してのみ容量市場へ参入可能である。</p> <p>容量市場へ参加するには、参加年度の2年前に実施される、提供可能な供給力(期待容量)を確認する実効性テストに、アグリゲーター(取りまとめ事業者)とともに参加する必要がある。</p> <p>令和3年8月に複数の事業者の提案を比較後、選定された関西電力株式会社とともに令和4年度実効性テスト参加し、期待容量を確定した。</p> <p>上記事業者は、電力量(kWh)、供給力(kW)等の電気価値について、事業者に代わって市場取引を行う業務を、関西電力株式会社から承継し令和5年4月に設立された、関西電力株式会社の100%子会社である。</p> <p>以上の理由により、令和6年度の容量市場参加へ向けて事業を進めてきた当該事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月28日
契 約 金 額	3,168,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	120
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0986-23-2152 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産(土地)賃貸借契約
案 件 の 概 要	都城森林組合の公用・職員用駐車場として、市有地の一部を賃貸するもの(歳入)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、上記事業者の公用車及び職員駐車場として、都城市林業総合センターの敷地の一部を賃貸するものである。</p> <p>当施設は、森林整備の推進及び林業従事者の福利厚生の実を目的としており、令和6年から令和11年まで、上記事業者が指定管理者として施設の管理・運営を行う。</p> <p>上記事業者の事務所は、当施設の適正な管理・運営を目的の一つとして同敷地内に設置されているが、近隣に駐車場として利用できる同規模の土地がない。</p> <p>今回、当施設の敷地の一部を上記事業者に賃貸することで、指定管理業務の更なる効率化と土地の有効活用が図られる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月29日
契 約 金 額	1,951,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	121
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	都城市伝統的工芸品の新たな担い手確保及び育成支援業務委託
案 件 の 概 要	本事業は、本市の誇る伝統工芸の技術を次世代に継承するため、将来の担い手を掘り起こし、後継者として育成及び定着させることを目的とするもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋人形町2丁目14番10号 アーバン ネット日本橋ビル1階 [名 称] 株式会社ニッポン手仕事図鑑
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、本市の誇る伝統工芸の技術を次世代に継承するため、将来の担い手を掘り起こし、後継者として育成及び定着させることを目的とするものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、事業者向け説明会の開催、全国各地の後継候補者への募集案内、インターンシップの実施、就業・移住等の生活環境適性検査、インターンシップ終了後のフォローアップ等の幅広い業務を網羅的に履行する必要があることから、事業実施に係るノウハウ及び実績だけでなく、全国の美術工芸を専攻する学生等の後継者となることが期待できる者への周知が可能となる人脈が構築されていることが求められる。</p> <p>その点、当該業者は、昨年度も複数の自治体において本件類似の事業を実施し、実施した全ての自治体で後継者を輩出している。</p> <p>さらに、代表者である大牧氏は、自治体と連携した事業実施の経験及び自治体の推薦が求められる、総務省の地域力創造アドバイザーにも認定されている。</p> <p>また、当該業者は、全国の美術工芸学校等との人脈を有しており、本事業を全国各地の学生等に効果的かつ効率的に周知することができる。</p> <p>以上の理由により、本事業の最も確実な履行が期待できる上記事業者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月29日
契 約 金 額	3,150,400円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	122
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0986-23-2111 (直通)
契 約 案 件 名	都城市伝統的工芸品仕事体験インターンシップ等業務委託
案 件 の 概 要	本事業は、本市の誇る伝統的工芸品やそれらを製造する職人の魅力を対外的にPRするために、体験型インターンシップ等を実施するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋人形町2丁目14番10号 アーバン ネット日本橋ビル1階 [名 称] 株式会社ニッポン手仕事図鑑
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業の実施に当たっては、全国各地のものづくり・工芸系学校への募集案内、体験インターンシップの実施、インターンシップ終了後のフォローアップ等の幅広い業務を網羅的に履行する必要があることから、事業実施に係るノウハウ及び実績だけでなく、全国の美術工芸を専攻する学生等の後継者となることが期待できる者への周知が可能となる人脈が構築されていることが求められる。</p> <p>その点、当該業者は、昨年度も複数の自治体において本件類似の事業を実施し、実施した全ての自治体で後継者を輩出している。</p> <p>さらに、代表者である大牧氏は、自治体と連携した事業実施の経験及び自治体の推薦が求められる、総務省の地域力創造アドバイザーにも認定されている。</p> <p>また、当該業者は、全国の美術工芸学校等との人脈を有しており、本事業を全国各地の学生等に効果的かつ効率的に周知することができる。</p> <p>以上の理由により、本事業の最も確実な履行が期待できる上記事業者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月29日
契 約 金 額	2,338,600円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	123
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0986-23-2613 (直通)
契 約 案 件 名	街路管理第2号 市内各街路植栽管理業務委託
案 件 の 概 要	市内各街路の植栽管理業務及び巡視業務（施設点検、樹木点検等）を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都島町155番地3 [名 称] 都城造園協同組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市内各街路の植栽管理業務及び巡視業務（施設点検、樹木点検等）を委託するものである。</p> <p>本業務は、履行箇所が40.7kmと広範囲にわたる。また、街路管理の中でも、住民からの要望等が最も多い植栽管理の分野の業務であるため、本業務には迅速な対応が求められる。</p> <p>そのため、管理・連絡体制整備の観点から、管理業務と巡視業務の委託先を一元化することが望ましい。さらに、本業務の実施に当たっては、多くの現場経験があり、的確な状況把握及び判断が可能であること並びに作業に応じた必要人員の確保及び優れた機動力が必要である。</p> <p>以上の理由により、上記の要件及び条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が可能である唯一の事業者である上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月29日
契 約 金 額	115,500,000円

## 令和6年度 随意契約理由書

番号	124
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0986-23-2613 (直通)
契 約 案 件 名	公園管理第6号 市内各公園植栽管理業務委託
案 件 の 概 要	市内各公園の植栽管理業務、巡視業務及び補修等業務（施設・遊具点検、樹木点検等）を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都島町155番地3 [名 称] 都城造園協同組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市内各公園の植栽管理業務、巡視業務及び補修等業務（施設・遊具点検、樹木点検等）を行つものである。</p> <p>本業務の履行箇所は、市内全域の約200箇所と広範囲にわたる。また、公園管理業務の中でも、住民からの要望等が最も多い植栽管理の業務であるため、本業務には迅速な対応が求められる。</p> <p>そのため、管理・連絡体制整備の観点から、管理業務と巡視業務の委託先を一元化することが望ましい。</p> <p>さらに、本業務の実施に当たっては、多くの現場経験があり、的確な状況把握及び判断が可能であること並びに作業に応じた必要人員の確保及び優れた機動力が必要である。</p> <p>以上の理由により、上記の要件及び条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が可能である唯一の事業者である上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年3月29日
契 約 金 額	75,900,000円